

兵庫県公報

平成21年10月6日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく説明会及び公聴会の開催（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	39
○ 同 上（同）	56
○ 同 上（同）	63
○ 同 上（同）	74

告 示

兵庫県告示第1057号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同月30日（金）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加東市建設部都市整備課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年10月30日（金）午前10時から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県社総合庁舎別館 4A会議室 加東市社字西柿1075-2 電話（0795）42-5111

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（東条都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

- 4 素案の公述申出書提出期間
平成21年10月6日（火）から同月20日（火）まで（必着）
- 5 説明会及び公聴会の公開等
説明会及び公聴会はこれを公開する。
なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。
- 6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話（078）341-7711 内線4649・4656

別記

「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

東条都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「北播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、東条都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び東播磨地域編）を指針とするとともに、加東市が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

東条都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
東条都市計画区域	加東市	行政区域の一部	7.3

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する東播磨地域は、兵庫県のほぼ中央部にあって、加古川、播磨平野のため池群、播磨灘など豊かな水辺の自然を背景に、多様で個性的な地場産業や地域文化のある圏域を形成してきた。こうした地域の特性を生かし、それぞれのまちの個性がつながり支え合って魅力を高める都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 豊かな水と緑が生きるにぎわいとうるおいのある都市づくり

東条湖周辺の水と緑を魅力ある観光レクリエーション資源として活用するほか、農村里山も含めたこれらの豊かな自然環境を生活にうるおいを与える美しい景観要素として保全するなど、人と自然が共生するにぎわいとうるおいのある都市づくりを目指す。

(8) 新たな産業と都市機能の充実による活力ある都市づくり

東条インターチェンジに直結する立地特性を生かし、ひょうご東条ニュータウンインターパークにおいて企業誘致による新しい時代に即応した生産施設及び流通施設等の立地を推進し、地域経済の活性化に資するほか、既存市街地における都市機能の充実を図ることで、これらの立地特性と充実した都市機能が融合した利便性の高い活力ある都市づくりを目指す。

(9) 地域を支える交通ネットワークづくり

地域間の交流促進、産業の活性化等地域活力の向上を図るため、主要地方道小野藍本線などの道路網整備等による交通利便性の向上など、地域を支える交通ネットワークづくりを目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	7.3千人	おおむね 6.9千人

(8) 産業

新規企業誘致や地場産業である釣り針産業などの活性化、山田錦など地場産品のブランド確立などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向にある。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する加東市役所東条庁舎の周辺市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ産業、観光、交流等の特定の機能の立地が見られるひょうご東条ニュータウンインターパーク及び東条湖一帯を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(8) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、中国自動車道を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や東条湖、東条川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮するとともに、ひょうご東条ニュータウンインターパークにおいては、地域活力の向上を期する職住複合機能を備えた市街地形成に向けた土地利用誘導などに配慮する。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、新たな産業の立地等による人口の受け皿などのニーズにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

加東市役所東条庁舎周辺の市街地においては、土地区画整理事業等による道路、公園等の施設整備

を推進し、宅地の利用増進と住環境の向上を図る。

ひょうご東条ニュータウンインターパーク内の住宅地においては、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用し、低層住宅を主体とした良好な住環境の形成、保全を図る。

(f) 商業・業務地

商業・業務地は、主として一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に配置する。

生活拠点である加東市役所東条庁舎周辺においては、日常生活に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例、市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(g) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

交通利便性の高いひょうご東条ニュータウンインターパークにおいて、企業誘致による生産施設及び流通施設等の立地を推進し、地域経済の活性化と雇用の場の創出を図る。その際には、周辺道路の交通量の変化その他都市機能に及ぼす影響に十分配慮する。

既存の工場集積が見られる地区においては、周辺の居住環境や農業環境、自然環境に配慮し、地域特性に応じた適切な土地利用の実現を図る。

(h) 流通業務地

都市交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、ひょうご東条ニュータウンインターパークにおいてその有利な立地条件を生かし流通業務地を配置する。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、豊かな農地や水源となる里山が織り成す美しい田園風景が、人々の暮らしの営みを通じて維持され、今日まで受け継がれてきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や東条湖、東条川、ため池、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(f) 環境保全の観点における方針

山間部の森林や東条湖、東条川をはじめとする河川、ため池などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(g) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

東条川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(h) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊

の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(2) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、中国自動車道による大きな交通流動がある。

また、主要地方道西脇三田線、主要地方道小野藍本線等により広域及び地域内交通網が形成されている。

これに接続し区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 主要幹線道路、幹線道路

区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、主要地方道小野藍本線等の幹線道路の整備を推進する。

b その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(8) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽

減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地である加東市役所東条庁舎周辺においては、住宅、商業施設及び公共公益施設を充実させ、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業による整備を推進する。

「職・住」一体型の新市街地であるひょうご東条ニュータウンインターパークでは、産業活動と居住環境の調和に配慮しながら用途地域を基本とした土地利用を誘導する。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(10) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、東条川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（吉川都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日（火）から同月20日（火）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

吉川都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「北播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、吉川都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び東播磨地域編）を指針とするとともに、三木市が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

吉川都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
吉川都市計画区域	三木市	行政区域の一部	9.3

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する東播磨地域は、兵庫県のほぼ中央部にあって、加古川、播磨平野のため池群、播磨灘など豊かな水辺の自然を背景に、多様で個性的な地場産業や地域文化のある圏域を形成してきた。こうした地域の特性を生かし、それぞれのまちの個性がつながり支え合って魅力を高める都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 豊かな水と緑を生かしたうらおい景観の都市づくり

美しくうらおいのある景観づくりや自然環境を保全することにより、ゆったりとしたまちの情緒や広々とした田園風景のある、人と自然がふれあえるうらおい景観の都市づくりを目指す。

(8) にぎわいと交流による活力ある都市づくり

周囲を野山や川に囲まれた自然溢れる区域として、吉川総合公園等の充実を図り、利用促進によりスポーツを通じた地域の活性化を図る。

また、酒米である「山田錦」は、地域経済の活性化を図るための中心的な役割を果たしており、その「山田錦」をテーマとし、地域文化の情報発信と交流の拠点である山田錦の郷を、新規事業の立ち上げや地産地消の農産物などの販売の拠点として活用し、にぎわいと交流による活力ある都市づくりを目指す。

(9) 地域を支える交通ネットワークづくり

地域間の交流促進、産業の活性化等の地域活力の向上を図るため、主要地方道西脇三田線などの道路網整備等による交通利便性の向上など、地域を支える交通ネットワークづくりを目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	9.3千人	おおむね 8.7千人

(f) 産業

地場産業の活性化や新たな産業の創出、山田錦など地場製品のブランド確立などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向にある。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(f) 拠点

a 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する三木市吉川支所周辺の地域を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる吉川総合公園を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(g) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、中国自動車道を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や北谷川、美囊川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(i) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮するとともに、みなぎ台などの新市街地においては、居住環境の維持・向上や優れたまちなみの保全などを進め、区域外からの人口流入を促進する。

また、吉川産業団地は、「にぎわい創造地区」として、工業系、商業系、流通系、住宅系など様々な土地利用を適切に誘導する。

さらに、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、新たな産業の立地等による人口の受皿などのニーズにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

みなぎ台の宅地分譲を行い住宅地の形成を図るとともに、定住促進のための公営住宅の配置、整備を図る。

また、既成市街地周辺も住宅地として位置付け、その整備を推進し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

(8) 商業・業務地

商業・業務地は、主として一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に配置する。

生活拠点である三木市吉川支所周辺においては、日常生活に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例、市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(9) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

交通利便性の高い吉川インターチェンジ周辺において、高付加価値企業の誘致や成長産業の育成を推進し、産業の構造変化に対応できる新たな産業団地の形成を図る。その際には、周辺道路の交通量の変化その他都市機能に及ぼす影響に十分配慮する。

(10) 流通業務地

都市交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、吉川インターチェンジ周辺においてその有利な立地条件を生かし流通業務地を配置する。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、豊かな農地や水源となる里山が織り成す美しい田園風景が、人々の暮らしの営みを通じて維持され、今日まで受け継がれてきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や北谷川、美囊川、ため池、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

山間部の森林や北谷川、美囊川をはじめとする河川、ため池などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(f) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

美囊川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(g) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(h) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、中国自動車道による大きな交通流動がある。

また、国道428号、主要地方道西脇三田線、主要地方道加古川三田線等により広域及び地域内交通網が形成されている。

これに接続し区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(f) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上や低騒音舗装等による沿道環境への負荷の軽減を進めるとともに、バスの利用環境を向上する施策や、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 主要幹線道路、幹線道路

区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実やインターチェンジへのアクセス強化を図るため、主要地方道西脇三田線等の幹線道路の整備を推進する。

b その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(f) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の

保全、整備を図る。

(4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(5) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地である三木市吉川支所周辺においては、住宅、商業施設及び公共公益施設を充実させ、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業による整備を推進する。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(6) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、美囊川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を図る。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

美囊川の流域として地理・自然環境等での一体性を有し、市街地から農地、丘陵地が連続する自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化資源を保全・活用するとともに、魅力あるまちなみ環境の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

また、丘陵地における緑地や中国自動車道沿道のまとまった緑地帯、都市のランドマークとなる史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林などの緑の風景を保全する。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

・主要幹線道路、幹線道路

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

~~~~~

## 兵庫県告示第1057号の4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 素案を作成した都市計画

## (1) 種類及び名称

中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## (2) 素案の概要

別記のとおり

## (3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同月30日（金）まで

## (4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び多可町建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

## 2 説明会及び公聴会の日時及び場所

## (1) 日時

平成21年10月30日（金）午後3時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

## (2) 場所

兵庫県社総合庁舎別館 4A会議室 加東市社字西柿1075-2 電話（0795）42-5111

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

## 3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（中都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

## 4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日（火）から同月20日（火）まで（必着）

## 5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

## 6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線4649・4656

## 別記

## 「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

## 1 基本的事項

## (1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

中都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「北播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、中都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び東播磨地域編）を指針とするとともに、多可町が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

## (2) 策定区域

中都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名 | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|---------|-------|---------|--------------|
| 中都市計画区域 | 多可町   | 行政区域の一部 | 11.2         |

平成17年国勢調査人口

## (3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015

年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

### (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

#### ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

#### イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

#### ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

#### エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

### (3) 都市づくりの方向性

#### ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する東播磨地域は、兵庫県のほぼ中央部にあって、加古川、播磨平野のため池群、播磨灘など豊かな水辺の自然を背景に、多様で個性的な地場産業や地域文化のある圏域を形成してきた。こうした地域の特性を生かし、それぞれのまちの個性がつながり支え合って魅力を高める都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

#### (1) 豊かな水と緑が生きるうらおいのある都市づくり

翠明湖の水面や杉原川の清流、里山や広い田園など、豊かな水と緑の空間を人々が憩い、遊び、楽しむ交流の空間として活用するとともに、人と自然が共生したやすらぎとうらおいを与える多自然居住空間のある都市づくりを目指す。

#### (2) 地域を支える交通ネットワークづくり

水と緑の自然環境や播州織をはじめとする地場産業など地域資源を生かし、都市との交流を促進するため、道路網整備の推進による交通利便性向上を図るなど、地域活力を支えるための交通ネットワークづくりを目指す。

## (9) 安全で安心な都市づくり

山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

## イ 人口及び産業等の将来見通し

## (7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年  | 平成27年       |
|-----------|--------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | 11.2千人 | おおむね 10.2千人 |

## (4) 産業

新たな産業の創出、山田錦など地場製品のブランド確立などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向にある。

## ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

## (7) 拠点

## a 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する多可町役場周辺の市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

## b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる翠明湖や県立北播磨余暇村公園などを特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

## (4) 連携軸

## a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、中国自動車道を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

## b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

## c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や翠明湖、杉原川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

## 3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

## 4 都市計画に関する方針

## (1) 土地利用に関する方針

## ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を

図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮する。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

#### イ 主要用途の配置、整備の方針

##### (7) 住宅地

住宅地については、旧中町中心部を住宅地として位置付け、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

##### (4) 商業・業務地

商業・業務地は、主として一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に配置する。

生活拠点である多可町役場周辺の既存の商店街においては、空き店舗等の活用と更新により、商業・業務機能の充実を図り、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例、市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

##### (9) 工業地

工業地については、既存の工場集積が見られる地区においては、周辺の居住環境や農業環境、自然環境に配慮し、地域特性に応じた適切な土地利用の実現を図る。

#### ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、豊かで多様な自然環境と広がりのある農村風景を有し、古くから人々の営みにより特色ある歴史、文化、風土、産業を基盤とした、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

#### (2) 自然的環境に関する方針

##### ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や翠明湖、杉原川、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

#### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

##### (7) 環境保全の観点における方針

山間部の森林や翠明湖、杉原川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

##### (4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

杉原川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

##### (9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

##### (2) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整

備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、国道427号を軸に主要地方道多可北条線等により広域及び地域内交通網が形成されている。

これに接続し区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 主要幹線道路、幹線道路

区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、国道427号及び主要地方道多可北条線等の幹線道路の整備を推進する。

b その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(i) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(ii) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

## ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

## イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地である多可町役場周辺においては、道路整備とあわせて、住宅、商業施設及び公共施設を充実させ、良好な市街地形成を図る。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

## (6) 都市防災に関する方針

## ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

## イ 都市防災の方針

## (7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

## (8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

## (9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

## (10) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、杉原川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

## (7) 景観形成に関する方針

## ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

地域を取り巻く山々や翠明湖、杉原川の流れなどの自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化資源を保全・活用するとともに、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

また、丘陵地における緑地や都市のランドマークとなる史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林などの緑の風景を保全する。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・主要幹線道路、幹線道路

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

(3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設



兵庫県告示第1057号の5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の決定及び変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

東播都市計画区域区分

東播都市計画都市再開発の方針

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

東播都市計画防災街区整備方針

(2) 素案の概要

東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 別記1のとおり

東播都市計画区域区分 別記2のとおり

東播都市計画都市再開発の方針 別記3のとおり

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針 別記4のとおり

東播都市計画防災街区整備方針 別記5のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同年11月4日（水）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市整備部都市計画課、加古川市都市計画部都市政策局都市計画課、西脇市建設経済部都市住宅課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課、高砂市まちづ

くり部まちづくり推進課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市開発部都市計画課、加東市建設部都市整備課、稲美町地域整備部都市計画課及び播磨町都市計画グループ

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年11月4日(水) 午後1時30分から(説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。)

(2) 場所

加古川駅南まちづくりセンター(加古川産業会館4階)ホール

加古川市加古川町寺家町45 電話(079)424-9395

(収容人員(80人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(東播都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日(火)から同月26日(月)まで(必着)

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)341-7711 内線4649・4656

別記1

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

東播都市計画区域マスタープランは、一体の都市を形成する8市2町について、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「東播磨地域ビジョン」、「北播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、東播都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針(共通編及び東播磨地域編)を指針とするとともに、各構成市町が定める基本構想(総合計画)との整合性を図る。

(2) 策定区域

東播都市計画区域(以下「本都市計画区域」という。)の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名 | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|---------|-------|---------|--------------|
|         | 明石市   | 行政区域の全域 | 293.1        |

|          |      |         |       |
|----------|------|---------|-------|
| 東播都市計画区域 | 加古川市 | 行政区域の全域 | 267.1 |
|          | 高砂市  | 行政区域の全域 | 94.8  |
|          | 播磨町  | 行政区域の全域 | 33.5  |
|          | 稲美町  | 行政区域の全域 | 31.9  |
|          | 三木市  | 行政区域の一部 | 70.4  |
|          | 小野市  | 行政区域の一部 | 43.9  |
|          | 加西市  | 行政区域の一部 | 45.1  |
|          | 西脇市  | 行政区域の一部 | 37.0  |
|          | 加東市  | 行政区域の一部 | 31.2  |

平成17年国勢調査人口

## (3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

## (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める

## ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうるおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

## イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

## ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

## エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や

連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

### (3) 都市づくりの方向性

#### ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域は、兵庫県のほぼ中央部にあって、加古川、播磨平野のため池群、播磨灘など豊かな水辺の自然を背景に、多様で個性的な地場産業や地域文化のある圏域を形成してきた。こうした地域の特性を生かし、それぞれのまちの個性がつながり支え合って魅力を高める都市づくりを目指す。

##### (7) 豊かな水と緑を生かしたうるおいのある都市づくり

県下最大の河川である加古川、播磨平野に点在するため池群、美しい瀬戸内海の海岸線を有する播磨灘、北部山地の森林など、豊かな水と緑の空間を人々が憩い、遊び、楽しむ交流の空間として活用するとともに、人と自然が共生したやすらぎとうるおいを与える都市づくりを目指す。

##### (4) 豊かさと活力を生み出す産業都市づくり

播州織、釣針、そろばん、木工工芸品、金物、刃物等の地場産業については、伝統的な技術技法を生かしながら新たな商品の開発を進め、商品のブランド化を確立して付加価値の高い商品の販売強化を図る。

また、臨海部の工業地帯及び内陸部の工業用地における第2次産業については、一層の技術力の向上、製品開発力の強化、情報化を進めるとともに、先端技術産業を誘致するなど、既存の産業集積基盤を維持しながら、新たな産業基盤を創出し、持続的に発展する産業都市づくりを目指す。

##### (9) 地域資源を生かした交流の都市づくり

豊かな自然、歴史文化、伝統産業などの多様な地域資源を観光資源として活用するとともに、点在する観光スポットを安全快適に回遊できる散策道などの観光ルートの整備やルート内施設の観光情報のネットワーク化を図り、地域ぐるみで誘客する新たな交流の都市づくりを目指す。

##### (4) 活発な交流や産業を支える交通ネットワークづくり

地域の活力向上、交流促進、産業の活性化等を図るため、国道2号、国道175号、東播磨南北道路等を中心とした道路網の構築や神戸電鉄の軌道改良等による安全性の向上など交通網の充実により、豊かな自然環境やこれまでに整備されてきたスポーツ・レクリエーション施設などを活用した地域内外の、あるいは都市と農村との交流を支える交通ネットワークづくりを目指す。

##### (4) 安全で安心な都市づくり

東南海・南海地震や山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

#### イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、近い将来に見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

##### (7) 拠点

###### a 都市拠点

臨海部の明石市、加古川市、高砂市においては、JR・山陽電鉄明石駅周辺、JR加古川駅周辺、山陽電鉄高砂駅周辺～山陽電鉄伊保駅周辺をそれぞれ都市拠点と位置付け、様々な都市機能の高度な集積や都市基盤のストックを活用しながら商業、業務、文化、医療、観光等の複合的な都市機能の更なる充実を図る。

特に、明石市及び加古川市の中心市街地には、東播磨地域全体を対象とした行政、商業・業務、サービスなどの都市機能の集積を図る。

内陸部の西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市においては、各中心部であるアピカ西脇周辺～国道175号、神戸電鉄三木駅周辺、神戸電鉄小野駅周辺～きらら通り周辺、北条鉄道北条町駅周辺、加東市役所社庁舎・滝野庁舎周辺をそれぞれ都市拠点と位置付け、歴史文化や地場産業の蓄積を生かした都市の魅力向上と複合的な都市機能の充実を図る。

###### b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(i) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、山陽自動車道、中国自動車道、東播丹波連絡道路、東播磨南北道路及び国道2号バイパス等を広域連携軸と位置付け、幹線道路や鉄道など交通ネットワークの利便性の更なる向上を図り、西播磨地域、神戸地域及び丹波地域など各地域との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や加古川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域は、無秩序な郊外開発などによる市街地の拡散を抑制するとともに、中心市街地の再生や都市基盤の整備により都市機能の集積を図りつつ、市街地周辺部の計画的な開発等を適切に誘導する都市づくりを行う必要がある。その一方で多くの恵まれた自然環境を有しており、これらを保全・活用しながら自然環境と調和した快適な都市づくりを進めていくことが必要である。これらのことから、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年 | 平成27年      |
|-----------|-------|------------|
| 都市計画区域内人口 | 948千人 | おおむね 910千人 |
| 市街化区域内人口  | 750千人 | おおむね 728千人 |

なお、平成27年の市街化区域内人口は、保留フレームに対応する人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

| 区 分  |         | 平成17年         | 平成27年         |
|------|---------|---------------|---------------|
| 生産規模 | 製造品出荷額等 | 38,208億円      | 51,242億円      |
|      | 商品販売額   | 16,403億円      | 18,142億円      |
| 就業構造 | 第1次産業   | 8.1千人 1.9%    | 5.8千人 1.4%    |
|      | 第2次産業   | 146.3千人 33.7% | 135.8千人 32.5% |
|      | 第3次産業   | 271.9千人 62.6% | 268.9千人 64.4% |
|      | 分類不能な産業 | 8.0千人 1.8%    | 7.4千人 1.7%    |

(注) 商品販売額は平成16年のデータ

## ウ 市街化区域のおおむねの規模

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

| 区 分     | 平成17年         | 平成27年         |
|---------|---------------|---------------|
| 市街化区域面積 | おおむね 14,640ha | おおむね 14,683ha |

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

## 4 都市計画に関する方針

## (1) 土地利用に関する方針

## ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、中心市街地の活性化、住宅地の再生、大規模遊休地等の適正な土地利用誘導などに配慮する。

また、臨海部にあつては連たんした市街地を形成し、内陸部にあつてはそれぞれに地場産業との関連を有した特色ある市街地を形成しており、各都市の整備目標を尊重しながら、施設や機能を相互に補完しあう秩序ある都市圏の形成を目指した計画的な土地利用を図る。

さらに、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保するとともに、農村地域では、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の形成を図るため、良好な農村環境の整備、保全及び活用を図るとともに、集落の活力低下を防ぐために、必要に応じて土地利用規制制度の弾力的な運用を図る。

## イ 主要用途の配置、整備の方針

## (7) 住宅地

住宅地については、新たな産業の立地や周辺地域からの世帯分離等による人口流入の受皿などの様々なニーズに対応できる配置とし、現況や今後の動向等も勘案しつつ、地区の特性に応じた用途地域の指定を行う。

また、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住宅地の配置を図る。

さらに、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

土地区画整理事業等の推進により道路、公園等の施設整備を推進し、良好な環境を備えた住宅地の形成を図る。特に臨海部の工業地に隣接する地区においては、緑地等による緩衝帯を設けるなど良好な住環境の保全を図る。

J R・山陽電鉄明石駅、J R加古川駅などの周辺部の住宅地は、都市施設の整備と併せて建物の中層化の促進や都市環境改善にも有効な空地の確保などにより土地の高度利用を図る。木造老朽建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画などにより、木造老朽住宅の建替え促進や生活道路の整備などを進め、住環境の改善を図る。

内陸部においては、交通条件と豊かな自然環境を生かした住環境の整備を促進する。

また、明石市や三木市などで昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大に伴って開発された地域については、地域コミュニティの維持・再生のため、利便性、安全性の向上や都市の魅力向上に努め、各世代のニーズに応じた住宅の供給や住み替えを促進するとともに、身近な場所に福祉施設や医療施設、購買施設等の生活利便施設が立地し必要とするサービスを楽しむことができるよう、住宅地の再整備を推進する。

さらに、安全で安心して生活できる地域づくりを目指すため、空き地、空き家対策の推進やかき柵の構造などを制限する地区計画の活用など、防犯に配慮した住環境整備を促進する。

## (8) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主

として配置する。

都市拠点であるJR・山陽電鉄明石駅周辺、JR加古川駅周辺、山陽電鉄高砂駅周辺～山陽電鉄伊保駅周辺においては、商業、業務、文化、医療、居住などの機能の集積並びに広場、緑地、歩行者空間などの整備により、居住・来街者人口の増加、交流の促進を図り、中心市街地のにぎわいを取り戻す。

また、都市拠点の周辺部及び生活拠点においては、日常生活に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

さらに、都市機能に影響を及ぼす大規模集客施設の立地誘導については、隣接する神戸地域等を含めた広域的な観点から行う。

その際には、広域土地利用プログラム(\*)に基づき、JR・山陽電鉄明石駅周辺、JR加古川駅周辺、主要鉄道駅周辺などへの立地誘導や郊外部の幹線道路沿線への立地抑制を図る。

また、立地誘導・抑制に当たっては、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮しつつ、用途地域のほか、特別用途地区、地区計画、県条例、市町条例、市町の商業立地ガイドライン等の活用を図る。

(\*) 広域土地利用プログラム

次の2つのプログラムの略称

- ・「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について  
(阪神間都市計画区域並びに東播及び中播都市計画区域の臨海部に関する広域土地利用プログラム)
- ・「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について  
(東播及び中播都市計画区域の内陸部に関する広域土地利用プログラム)

(g) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部、主要な鉄道沿線及び高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

臨海部の工業地においては、工業の高度化及び多様化に対応する優れた生産・流通環境を備えた工業地として、陸海運交通の利便性を生かし、物流の効率化や生産性を高めるとともに、新産業の導入や既存産業の活性化を推進する。

また、主要幹線道路沿いに多くの工場が進出し、同時に住宅地も拡大したことによって住工混在の状況となっていることを踏まえ、このような工業地においては、周辺の土地利用に配慮し、地域特性に応じた適切な土地利用への誘導を図る。

さらに、近年、撤退した工場跡地に大規模集客施設の立地が見受けられるなど、今後の土地利用転換が予想されることから、跡地を活用した街区等の再配置による工場地の利便性向上や、既存の工場の操業環境の保全を基本とした土地利用について検討を進める。

内陸部にあつては、地場産業を支えてきた工場や事業所と住宅が混在する状況となっており、このような工業地においては、周辺の土地利用に配慮し、地域特性に応じた適切な土地利用への誘導を図る。

交通便利性の高い中国自動車道、山陽自動車道などのインターチェンジ周辺、臨海部と内陸部とをつなぐ幹線道路沿道の産業団地については、研究開発型産業などの新産業の誘致を推進し、既存の産業団地の産業・物流インフラなどの機能強化を図るとともに、産業の高付加価値化や構造変化に対応できる新たな産業団地の形成を図る。その際には、周辺道路の交通量の変化その他都市機能の及ぼす影響に十分配慮する。

また、山陽自動車道三木東インターチェンジ付近ではものづくり関連企業、情報関連企業、流通関連企業等を集積する新産業創造拠点の形成を図る。

(d) 流通業務地

既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、臨海部においては、東播磨南北道路のランプの利便性を生かし、内陸部においては、山陽自動車道の三木小野インターチェンジ周辺及び中国自動車道の滝野社インターチェンジ周辺に流通業務地を配置する。

ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

幹線道路沿道における土地利用については、背後地の住環境の保全に留意するとともに、交通渋滞の原因となる一定規模以上の大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となっ

た大規模開発については、地区計画等を活用しながら弾力的な土地利用を図る。

また、市街化区域内農地等については、良好な都市環境の形成の観点から保全を視野に入れ、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、都市的土地利用へ転換すべき農地等の宅地化を促進するほか、都市緑地として活用すべき農地については保全を図る。その際、当該地域の土地利用の方針、公園・緑地、その他の公共空地の整備の現状及び将来の見通し等地域の実状を勘案しながら、生産緑地制度等の農地の保全活用を図る制度を検討する。

さらに、現在都市的土地利用がなされておらず、計画的な市街地整備の具体的な予定がなく、当分の間営農が継続することが確実と認められる市街化区域内農地については、必要に応じて市街化調整区域に変更するなど、農業生産活動等と地域住民の生活環境が調和するよう農林漁業との健全な調和を図る。

#### エ 市街化調整区域の土地利用の方針

##### (7) 地域を特徴付ける自然環境の保全

本都市計画区域は森林や播磨灘などの豊かな自然環境を背景として加古川流域を中心に多くの市街地及び集落が形成され、それぞれに舟運の歴史や多くのため池など水との関わりが強い文化と伝統が育まれてきた。

このような特徴を生かし、自然環境の保全を図るとともに地域資源と調和する土地利用の規制・誘導や景観形成、さらに森林資源や田園環境などの保全・活用に努める。

##### (4) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、土石流、がけ崩れなどの災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地については、市街化の抑制を図るとともに、緑の保全や必要な災害防止のための施策を講じる。

##### (9) 秩序ある土地利用の実現

市街化調整区域では、既存集落の人口減少や少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地域の活性化につながる施設等の立地が求められている。

このため、既存施設の利活用を図るほか、広域的な機能を持つ拠点病院や学校等の公共公益施設については、各々の広域的配置計画に基づき、地区計画に位置付け、市街化区域の計画的な整備に影響を与えるおそれのない地区において、自然環境、農業生産条件等を考慮して配置する。

また、地域の実情にあわせて、地域の活力回復につながる新規居住者等の住宅や産業施設等の立地については、地区のまちづくり方針や計画に基づき、地区計画や特別指定区域制度等の開発許可制度の運用により適切な土地利用を図る。

##### (2) 優良な農地との健全な調和

農業を振興する地域と都市的な整備を図る地域との調和に配慮した土地利用を図る。

特に、優良な農地については、食料生産の場として有効に活用するとともに、地域の特性を生かした農産物を生産し、地域ブランド化の確立を図るため、今後進展が見込まれる農産物加工、共同販売、観光農業、体験農業などとの調和を図る必要がある。

##### (4) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する地区は、市町の土地利用計画に位置付けられ、既に市街地を形成している地区又は計画的な市街地整備が確実に行われる地区とする。

また、土地需要の高まりが著しく、今後、計画的な整備、開発が見込まれる必要最小限の地区について、都市政策上の観点も踏まえて当該地区の都市計画区域における位置付けや農林漁業との調和を考慮し、市街化区域への編入の必要性の検討を適宜行い、編入すべき地区については、市町の土地利用計画等に位置付け、農林漁業等との調整を図った上で編入することとする。

#### (2) 自然的環境に関する方針

##### ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、内陸部の丘陵地、播磨灘、加古川、ため池、里山など残された自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、ヒートアイランド現象の抑制、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

#### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

##### (7) 環境保全の観点における方針

北部の山地や丘陵地の森林、加古川をはじめとする河川、ため池などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組むほか、これまでの都市づくりの過程で失われてきた美しい海や砂浜等についても、水質の改善や保全・再生に努める。

(f) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

海岸や河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(g) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(h) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、国土軸上に位置し、臨海部においては、山陽自動車道、国道2号、国道250号等、内陸部においては、中国自動車道等による東西方向の大きな交通流動があるとともに、国道175号、国道372号、国道427号等による南北方向の交通流動がある。

東西方向の交通流動に対しては、慢性的な交通渋滞の解消、スーパー中枢港湾・阪神港や東播磨港などの物流拠点へのアクセス性向上等を図るため、地域内・神戸地域・西播磨地域とを結ぶ道路網の更なる充実を進める。

一方、南北方向の交通流動に対しては、地域内の連携を支える基盤づくりの強化が求められていることから、臨海部と内陸部の有機的連携を図る交通施設の整備を推進する。

これらの取組により、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

またユニバーサル社会に対応した交通体系を構築するため、公共交通網の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、まちづくりの方向性を見直しや最新の将来交通需要等を踏まえ都市計画道路等の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画の変更を行い、地域課題を考慮しながら効率的な施設整備を行う。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(f) 道路

広域的な幹線道路から区画道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、自動車専用道路や主要幹線道路等の整備を推進し、地域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。また、全県の広域防災拠点である三木総合防災公園が大規模災害時にその機能を発揮できるよう、災害に強い道路網を構築する。

整備に際しては、無電柱化や沿道緑化による景観の向上や低騒音舗装等による沿道環境への負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路等

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を瀬戸内臨海軸(国道2号バイパス)及び東西内陸軸(中国自動車道等)が通過しており、既存の高速道路網の有効活用を推進する。また、高速道六基幹軸を補完し、臨海部と内陸部との連携強化を図るため、東播磨南北道路や東播丹波連絡道路の整備を推進するとともに、地域内・神戸地域・西播磨地域等との連携と交流を強化する播磨臨海地域道路の具体化に向けた取組を推進する。

## (\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

## b 主要幹線道路、幹線道路

地域内の都市拠点の相互連携を支え、また隣接地域との連絡を担う広域的な幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため国道2号や国道372号等の整備を推進する。このほか、整備が遅れている南北方向の幹線道路整備を推進する。

## c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

## d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において、鉄道、バス、タクシーなど交通機関相互の乗換えの利便性を向上するため、山陽電鉄西新町駅等の駅前広場の整備を推進する。

## e 鉄道との立体交差

踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断の解消を図るため、高齢者、障害のある人だけでなく、誰もが利用しやすい駅舎の整備などと合わせて、山陽電鉄本線の連続立体交差化（西新町駅付近）を推進する。

## (f) 鉄道

神戸電鉄の軌道改良等により安全性の向上を図る。

## (g) 駐車場

交通手段の結節機能の強化や公共交通の利用促進を目指し、市街地外縁部や郊外の鉄道駅周辺等において、駐車場の計画的な配置を図る。鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車等の対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車施策を進める。

## (h) 港湾（海上交通）

東播磨港については、臨海工業地帯における重要な物流拠点としての港湾機能の強化を図る。

また、明石港については、環境整備を進め、海上交通機能、漁業基地機能の強化を図るとともに、その立地特性を生かし淡路島、四国への玄関口としてふさわしい機能を備えた港湾を目指す。

## (4) 都市環境に関する方針

## ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化等による建築物の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて海や河川の良好な水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

## イ 主要な施設の配置、整備の方針

## (f) 公園・緑地

市街地においては、史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林、都市内に残る里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、臨海部においては、再生されたなぎさの活用や、水際線へのアクセスの確保を図るとともに、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

## (g) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、引き続き下水道未整備区域の整備を進めるとともに、汚濁負荷の削減を図る合流式下水道の改善を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

## (h) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

パークアンドライドなど自動車利用抑制により、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比べて現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき地区及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある地区において、市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地であるJR明石駅周辺及び加古川駅周辺において、都市機能の集積や住宅整備等により都市の活性化と利便性の向上を図る。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入や基盤整備など良好な環境を形成するための適正な土地利用を誘導する。

既成市街地周辺部については、幹線道路の整備と併せた土地区画整理事業等の面的整備事業を推進することにより市街地の整備を図る。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき「防災街区整備方針」を定める。さらに、良好な住宅市街地の整備を図るため、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づき「住宅市街地の開発整備の方針」を定める。

この3方針の内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、東南海・南海地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、三木総合防災公園等の広域防災拠点を核として、地域の防災拠点等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保するとともに、これらのネットワーク化や、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地においては、建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害

に強いまちづくりを推進する。

特に、公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(4) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、加古川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

播磨中央丘陵及びこれに連続する段丘崖等の緑地、加古川、播磨平野のため池群、播磨灘を中心とした豊かな水辺と緑の風景の形成や、古くから交通の要所として発展してきた歴史的、文化的特性を生かした魅力的なまちなみの形成を図るとともに、駅前などのまちの顔づくりなどを進め、住民が親しみと誇りと愛着を持てる、個性ある景観を形成する。

また、それぞれの市町に存在する水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復や新たな市街地の景観の創造に向けて、引き続き地区計画や景観形成地区等を活用する。

播磨中部丘陵県立自然公園などの丘陵地における緑地や中国自動車道沿道のまとまった緑地帯、都市のランドマークとなるような史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林など緑の風景を保全する。

ため池群や水路網の保全・再生を通じた魅力ある地域づくりを進める「いなみ野ため池ミュージアム」等の取組など、加古川やため池など水辺の空間、豊かな水に恵まれた田園風景などを保全する。

播磨平野、加古川、明石海峡を中心とした海岸、浜街道といった地域の自然、歴史、文化特性を生かした魅力的なまちなみの形成を図るため、高砂みなとまちづくり構想などの中でも取り組んでいく。

三木市湯の山街道地区、加西市北条地区等においても、その歴史的な背景を踏まえ、良好な景観の形成を目指す。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路等
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・駅前広場
- ・鉄道との立体交差

イ 鉄道

ウ 港湾（海上交通）

## (2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

## ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園及び緑地

## イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

## ウ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

## (3) 市街地整備に関する整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

## (4) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

## ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

## 別記2

## 「東播都市計画区域区分」の変更素案の概要

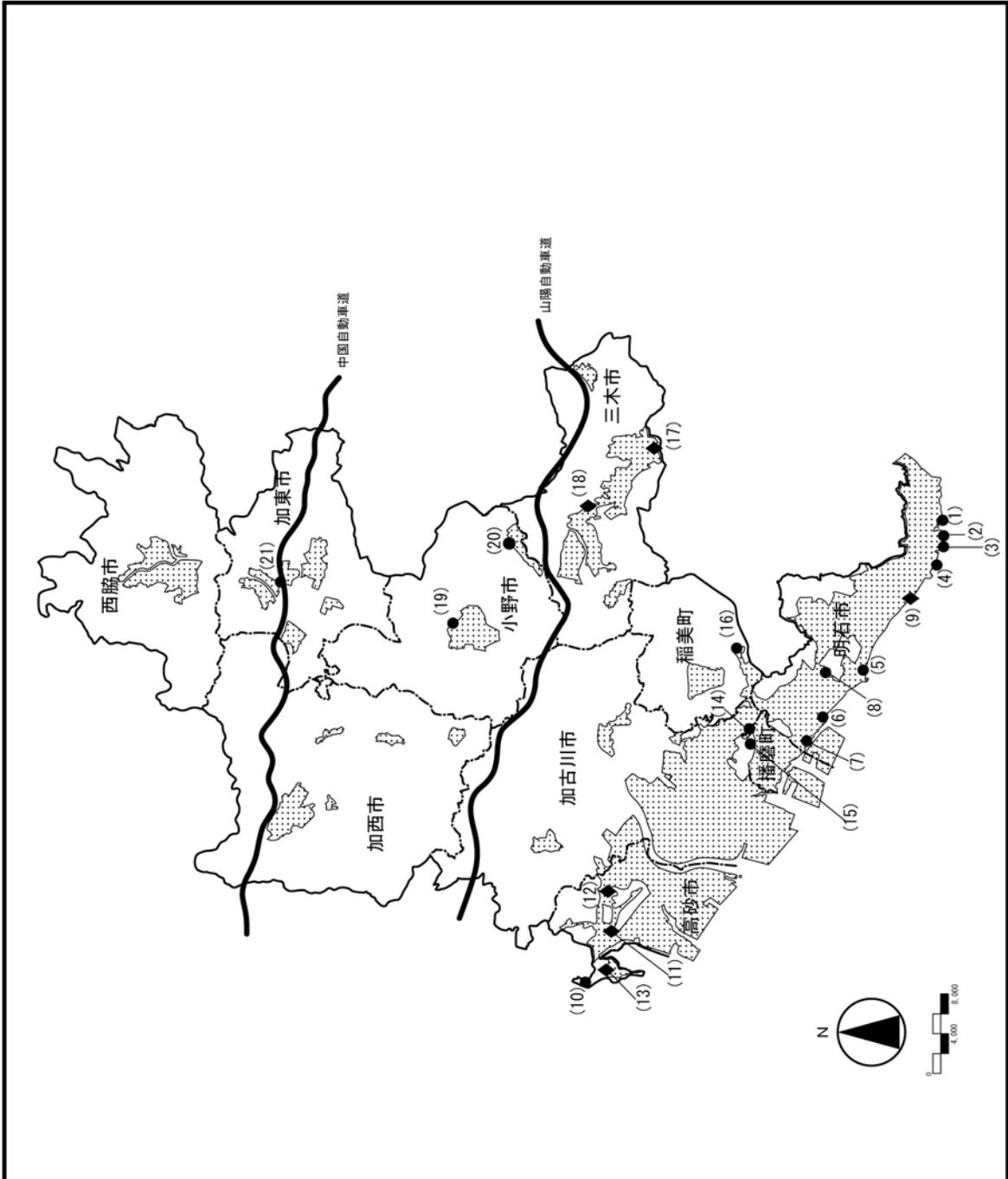
変更する地区の名称、変更概要等は、別表及び別図のとおりである。

## 別表

| 市町名 | 番号   | 地区の名称 | 区域区分の変更概要   |
|-----|------|-------|-------------|
| 明石市 | (1)  | 明石港1  | 市街化区域に編入    |
|     | (2)  | 明石港2  | 同 上         |
|     | (3)  | 明石港3  | 同 上         |
|     | (4)  | 林崎漁港  | 同 上         |
|     | (5)  | 江井島港  | 同 上         |
|     | (6)  | 二見港1  | 同 上         |
|     | (7)  | 二見港2  | 同 上         |
|     | (8)  | 長坂寺   | 同 上         |
|     | (9)  | 藤江漁港  | 市街化区域の境界を調整 |
| 高砂市 | (10) | 西浜北部  | 市街化区域に編入    |
|     | (11) | 中筋西   | 市街化区域の境界を調整 |
|     | (12) | 魚橋    | 同 上         |
|     | (13) | 北脇    | 同 上         |
| 播磨町 | (14) | 野添北   | 市街化区域に編入    |
|     | (15) | 大中東   | 同 上         |
| 稲美町 | (16) | 柿沢池   | 同 上         |
| 三木市 | (17) | 緑が丘   | 市街化区域の境界を調整 |
|     | (18) | 宿原    | 同 上         |
| 小野市 | (19) | 中島・黒川 | 市街化区域に編入    |
|     | (20) | 匠台    | 同 上         |
| 加東市 | (21) | 上中・穂積 | 同 上         |

東播都市計画区域  
市街化区域・市街化調整  
区域の変更案概要図

| 凡 例   |                      |
|-------|----------------------|
| —     | 都市計画区域界              |
| - - - | 市 町 界                |
| ■     | 現在の市街化区域             |
| ●     | 今回、市街化区域に編入を予定している区域 |
| ◆     | 今回、市街化区域の境界を調整する区域   |



別 図

## 別記3

## 「東播都市計画都市再開発の方針」の変更素案の概要

## 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づき、東播都市計画区域内の市街化区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発に係る方針等を示すものである。

## 2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、阪神都市圏の市街地と連たんする臨海部と、加古川流域としての共通性をもつ内陸平野部の数都市群で構成され、臨海部を中心に、大阪湾臨海地域や播磨地方拠点都市地域に指定されている。

一方、内陸部の各都市は、それぞれに特色のある地場産業を有しており、中国自動車道、山陽自動車道等の整備により、西日本の陸上交通の要衝として、開発の可能性を秘めた地域でもある。

今後、人口減少・少子高齢化が進む中、地球環境問題をはじめ、景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な密度と広がりをもつ将来にわたり持続可能な魅力ある都市をつくることを基本として、地域の課題に応じた市街地の再生・整備を図る。

本区域の商業、業務の中心地区であるJR明石駅及び加古川駅周辺において、中心市街地のにぎわいの源である居住人口や来街者の増加を図り、既存の都市機能の集積を生かしながら、郊外移転により損なわれた商業・サービス機能や公共公益機能等を回復することによりにぎわいを取り戻す。

周辺が急激に市街化し公共施設が不足しているJR魚住駅、山陽電鉄西新町駅、東二見駅など臨海部の鉄道駅周辺では、交通結節点における交流機能の充実、日常生活中心地及び内陸都市の商業中心地などの既成市街地の再生、質的充実に整備の重点を置き、民間活力も積極的に活用しながら、公共施設の整備、バリアフリー化、建築物の更新、共同化等を促進する。

また、旧町村の中心市街地で、計画的な市街地整備を図る地区については、地区計画等の活用も図りつつ都市基盤の整備、良好な市街地環境の創出やその維持、保全を図る。

大規模遊休地においては、産業の再編や新産業の創出・集積、あるいは、集客施設や都市型住居など都市の活性化につながる用途の導入や、再開発誘導型の地区計画等の活用を図るとともに、これらの土地利用を成立させるための基盤整備、良好な環境形成が行われるよう大規模遊休地の土地利用を適正に誘導する。

密集市街地については、特に地域住民の参画と協働の下で、安全で安心なまちづくりを進めるため、公共施設の整備、建物の不燃化・耐震化、老朽住宅の建替等に取り組み、都市防災の強化を行い、都市の居住環境の向上を図る。また、大規模集客施設の立地に対しては、広域土地利用プログラムにおける土地利用ゾーニングに基づき適正な立地誘導・抑制を図る。

なお、公共公益施設や生活利便施設の老朽化、高齢化の進展により、オールドニュータウン化が進展しつつある明舞団地については、各世代のニーズに応じた住宅の供給や住み替えを促進するとともに、身近な場所に福祉施設や医療施設、購買施設等の生活利便施設が立地し必要とするサービスが享受のできる団地へと再生する。

以上のことに加え、成熟社会において生活の質をより一層向上させるため、自動車交通に頼らなくてもよい身近な場所に生活関連機能を集積し、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインをすみずみまでに配慮した都市施設を配置するとともに緑あふれる都市環境・景観を形成する都市づくりを進める。

また、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、既成市街地の再生や整備については、広報活動等による地域住民のまちづくりに関する意識の向上に努めるとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど広く住民の参画と協働の下、地区計画等の活用も図りつつ良好な市街地環境の創出やその維持、保全に引き続き努め、まちづくりを推進する。

## 3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善等の整備課題を抱えている既成市街地等を、それらの課題や整備目標を同じくする一団のまとまりのある市街地ごとに捉え、計画的な再開発が必要な市街地として、それぞれの地域特性に応じた整備を進める。

このうち、特に整備課題の集中が見られる地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の再整備を図る。

なお、計画的な再開発が必要な市街地は、別表のとおりである。

## 4 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区の整備

計画的な再開発が必要な市街地の中でも、重点的に市街地の整備を推進すべき地区等のうち特に一体的か

つ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、市街地開発事業の実施等により既に何らかの整備に着手している地区は、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。整備に未着手の地区は、住民の参画と協働の下で速やかに具体的整備手法の検討、合意形成を図るなど、今後おおむね5年以内に整備に着手するよう努める。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区は、別表のとおりである。

別表

| 市町名  | 計画的な再開発が必要な市街地 |         | 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 |         |
|------|----------------|---------|----------------------------|---------|
|      | 地区名            | 面積 (ha) | 地区名                        | 面積 (ha) |
| 明石市  | 明石             | 約266    | 本町                         | 約0.3    |
|      |                |         | 明石駅前南                      | 約2.9    |
|      | 西明石            | 約218    |                            |         |
|      | 大久保            | 約65     | 大久保駅前                      | 約35.3   |
|      | 東二見            | 約42     |                            |         |
|      | 明舞             | 約78     | 明舞                         | 約3.5    |
| 加古川市 | 宝殿             | 約79     |                            |         |
|      | 加古川            | 約218    | J R加古川駅北                   | 約24.6   |
|      |                |         | 篠原                         | 約1.4    |
|      | 東加古川           | 約129    |                            |         |
|      | 浜の宮            | 約134    | 養田東                        | 約6.4    |
|      | 別府             | 約129    |                            |         |
| 高砂市  | 米田東            | 約90     |                            |         |
|      | 緑丘・小松原         | 約47     | 緑丘2丁目                      | 約4.4    |
|      |                |         | 小松原4丁目                     | 約19.7   |
|      | 山電曾根駅周辺        | 約179    |                            |         |
|      | 山電伊保～荒井        | 約69     |                            |         |
|      | 山電高砂駅南         | 約93     | 松波町                        | 約9.5    |
| 播磨町  | 土山駅北           | 約6      |                            |         |

別記4

「東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針」素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、東播都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る方針等を示すものである。

2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域の臨海部は、神戸・阪神都市圏に隣接しているため、企業の進出等により人口が急激に増大した区域である。

公共施設の整備が不十分で、老朽木造住宅等が密集している区域を有する既成市街地では、面的な整備を推進して居住環境の再生と改善を図り、スプロールの見られる地域においては公共施設の整備を中心として秩序ある市街地の形成を図るとともに、立地条件を生かした良質な住宅市街地の形成を目指す。

新市街地を中心として内陸部では、地域の需要を慎重に見極めつつ公共施設の整備とあわせた計画的な開発等を推進し、ゆとりある住宅市街地の形成を目指す。

### 3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

神戸・阪神都市圏の外延化に伴い市街化が進行してきた播磨臨海部においては、引き続き土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、道路、下水道、公園等の公共施設の整備を図るとともに、地区計画等の活用など、住民の参画と協働によるまちづくりを推進し、中・低密度な計画的で良好な住宅市街地の形成を目指す。

播磨内陸部においては、地域の需要を慎重に見極めつつ、民間による開発行為等の適切な誘導、地区計画等の活用などにより、自然環境の保全に配慮され、農業はもとより、工業、流通業務、レクリエーション等の機能とも共存し、豊かな居住環境を備えた主として低密度な住宅市街地の形成を図る。

なお、住宅市街地の開発又は整備における住宅建設に際しては、地域の実情に応じた居住者用の駐車場の確保に留意する。

### 4 重点地区

「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域とする。

なお、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区は、別表のとおりである。

別表

| 市町名  | 重点地区    | 面積 (ha) |
|------|---------|---------|
| 明石市  | 大久保駅前地区 | 約35.3   |
|      | 西脇地区    | 約25.6   |
| 加古川市 | 加古川駅北地区 | 約24.6   |
|      | 養田東地区   | 約6.4    |
|      | 坂元・野口地区 | 約24.5   |
| 稲美町  | 菊徳地区    | 約7.6    |
|      | 国安地区    | 約26.2   |

### 別記5

#### 「東播都市計画防災街区整備方針」の変更素案の概要

#### 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、東播都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

#### 2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、臨海部において高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が拡大し、骨格的な都市施設の整備が立ち遅れる地域が見られ、内陸部では、都市基盤が未整備なままの旧市街地等で、建物の老朽化が進んでいる地区も見られるなど、都市機能の一層の充実と都市環境のさらなる改善が望まれている。

既成市街地の中には密集市街地（古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。）など、防災上の課題を持つ地域がいまだ存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震化の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、防災上の課題のある地区については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、①建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、②避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、③消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沈着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼の下、参画と協働で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

3 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、市町における整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、防災再開発促進地区に位置付ける。

防災再開発促進地区については、最低限の安全性の確保に向けた防災街区整備地区計画の策定の促進を図り、防災街区整備事業や住宅市街地総合整備事業を重点的に実施するとともに、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。

整備に未着手の地区は、地区住民の参画と協働の下で、速やかに、地区計画等の規制誘導手法も含めた具体の整備手法の検討等を行う。

なお、防災再開発促進地区は、別表のとおりである。

また、防災再開発促進地区とした地区以外であっても、災害危険度の高い市街地については、今後地域住民の合意形成等を図り、その合意に基づいた参画と協働で防災性の向上に努めることとする。

なお、防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。

4 防災公共施設の整備

防災再開発促進地区において、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を防災公共施設として位置付ける。

別表

| 市町名  | 防災再開発促進地区 | 面積 (ha) |
|------|-----------|---------|
| 明石市  | 大蔵        | 約24     |
| 加古川市 | 篠原        | 約1.4    |



兵庫県告示第1057号の6

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の決定及び変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(i) 種類及び名称

中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

中播都市計画区域区分

中播都市計画都市再開発の方針

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

## 中播都市計画防災街区整備方針

## (2) 素案の概要

中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 別記1のとおり

中播都市計画区域区分 別記2のとおり

中播都市計画都市再開発の方針 別記3のとおり

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針 別記4のとおり

中播都市計画防災街区整備方針 別記5のとおり

## (3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同年11月6日（金）まで

## (4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、福崎町まちづくり課及び太子町経済建設部街づくり課

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

## 2 説明会及び公聴会の日時及び場所

## (1) 日時

平成21年11月6日（金）午後1時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

## (2) 場所

兵庫県姫路総合庁舎職員福利センター 3階大会議室 姫路市北条1-98 電話 (079) 281-3001  
(収容人員(80人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

## 3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（中播都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

## 4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日（火）から同月27日（火）まで（必着）

## 5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

## 6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

## 別記1

## 「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

## 1 基本的事項

## (1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

中播都市計画区域マスタープランは、一体の都市を形成する2市2町について、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「中播磨地域ビジョン」、「西播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、中播都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び西播磨地域編）を指針とするとともに、各構成市町が定める基本構想（総合計画）

との整合性を図る。

(2) 策定区域

中播都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 中播都市計画区域 | 姫路市   | 行政区域の一部 | 501.6        |
|          | たつの市  | 行政区域の一部 | 76.9         |
|          | 福崎町   | 行政区域の一部 | 19.0         |
|          | 太子町   | 行政区域の全域 | 32.5         |

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

## (3) 都市づくりの方向性

## ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域は、豊かな自然を象徴する市川及び揖保川の流域それぞれの変化に富んだ田園景観や城下町等の歴史・文化などを生かして地域の個性が形成されてきた。こうした水と緑の豊かな自然との調和を保ち流域の伝統文化を守り伝えつつ、地域の魅力を高める都市づくりを目指す。

## (7) にぎわいと活力を創出する中心都市機能の形成と拠点間のネットワークづくり

世界遺産姫路城を擁し、西播磨テクノポリス地域（姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町の5市3町）の母都市でもある姫路市の商業、業務、文化、情報等の都市機能を高め、これを中心に、西播磨地域全体が個性と魅力を創出し、人・もの・情報の交流が活発に行われるにぎわいと活力のある都市づくりを目指す。

また、本都市計画区域内の南北間の交流の機軸となる播但連絡道路、国道312号、J R播但線、国道29号、国道179号、J R姫新線などや東西間の交流の機軸となる中国自動車道、山陽自動車道、国道2号、J R山陽本線などによる交通ネットワークの強化を図るとともに、「銀の馬車道」プロジェクトに代表される交流促進のためのソフト事業の展開により自然や歴史、文化を結ぶ交流軸づくりを進め、地域の一体的な活性化を目指す。

## (4) 歴史・文化を生かした観光交流都市づくり

世界遺産である姫路城や書写山円教寺、龍野城、斑鳩寺等の名所旧跡、お城まつりや灘のけんか祭り等の伝統行事、御津の梅林など風光明媚な瀬戸内海の海岸の景観を生かし、回遊性の高い観光交流の推進に資する都市づくりを目指す。

## (5) 自然環境を生かしたうるおいのある都市づくり

北部に広がる森林や変化に富んだ山地において、豊かな森づくりを進めるとともに、森林を源とする市川、揖保川、夢前川などの自然的環境の回復や水質保全など河川環境の向上を目指す。

また、室津や新舞子をはじめとする自然の恵み豊かな海岸線などの地域の特色あるかけがえのない自然的資源を保全する。

こうした自然資源を生かし、ふるさとらしい景観の保全・創造や緑豊かな都市づくりを目指す。

## (6) 地域の発展を牽引する活力ある産業都市づくり

歴史的に蓄積された伝統的な産業の保全に努めつつ、播磨臨海工業地帯、内陸部の産業団地、各地の地場産業など、産業集積の特性を生かした「ものづくり」拠点としての更なる発展を目指す。

また、近接する播磨科学公園都市との連携や区域内外の物流の効率化を推進するとともに、産業団地への企業誘致を促進する。

## (8) 安全で安心な都市づくり

東南海・南海地震や山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

## イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、近い将来に見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

## (7) 拠点

## a 広域都市拠点

本都市計画区域では、姫路駅・市役所周辺を県西部の広域都市拠点と位置付け、高次都市機能や産業機能の充実を図るとともに、世界遺産である姫路城を中心とした国際観光に対応した都市の魅力向上を図り、西播磨テクノポリス地域の母都市としての役割を含めて西播磨地域全体の活性化を牽引し、人・もの・情報の交流が活発に行われるにぎわいと活力のある都市づくりを進める。

## b 都市拠点

姫路市においては、山陽電鉄飾磨駅周辺、J R播但線野里駅周辺、山陽電鉄網干駅周辺を都市拠点と位置付け、商業、文化などの複合的な機能の充実を図る。

また、たつの市においては、J R姫新線本竜野駅周辺から龍野インターチェンジ周辺を交通結節点機能を生かした都市拠点として、都市機能の充実を図るとともに、西播磨テクノポリス地域の副母都市として、母都市である姫路市、他の副母都市である相生市、赤穂市との適切な役割分担と有

機能的連携の下に都市整備を推進する。

さらに、福崎町における福崎インターチェンジ周辺を内陸の都市拠点として、生活利便機能の充実を図るとともに、中国自動車道を生かした産業機能の集積を図る。

c 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

d 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(i) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路、国道2号、国道29号等を広域連携軸と位置付け、幹線道路や鉄道など交通ネットワークの利便性の更なる向上を図り、神戸地域、東播磨地域及び但馬地域など各地域との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、地域北部の森林や丘陵地、市川、揖保川、夢前川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域は、無秩序な郊外開発などによる市街地の拡散を抑制するとともに、中心市街地の再生や都市基盤の整備により都市機能の集積を図りつつ、市街地周辺部の計画的な開発等を適切に誘導する都市づくりを行う必要がある。その一方で多くの恵まれた自然環境を有しており、これらを保全・活用しながら自然環境と調和した快適な都市づくりを進めていくことが必要である。これらのことから、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年 | 平成27年      |
|-----------|-------|------------|
| 都市計画区域内人口 | 630千人 | おおむね 617千人 |
| 市街化区域内人口  | 506千人 | おおむね 513千人 |

なお、平成27年の市街化区域内人口は、保留フレームに対応する人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

| 区 分  |         | 平成17年    | 平成27年    |
|------|---------|----------|----------|
| 生産規模 | 製造品出荷額等 | 26,887億円 | 32,327億円 |
|      | 商品販売額   | 19,302億円 | 19,078億円 |
|      |         | ⋮        | ⋮        |

|      |         |         |       |         |       |
|------|---------|---------|-------|---------|-------|
| 就業構造 | 第1次産業   | 4.5千人   | 1.6%  | 3.6千人   | 1.3%  |
|      | 第2次産業   | 97.2千人  | 33.7% | 89.3千人  | 31.9% |
|      | 第3次産業   | 181.9千人 | 63.1% | 181.5千人 | 64.9% |
|      | 分類不能な産業 | 4.6千人   | 1.6%  | 5.4千人   | 1.9%  |

(注) 商品販売額は平成16年のデータ

#### ウ 市街化区域のおおむねの規模

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

| 区 分     | 平成17年         | 平成27年         |
|---------|---------------|---------------|
| 市街化区域面積 | おおむね 13,054ha | おおむね 13,074ha |

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

### 4 都市計画に関する方針

#### (1) 土地利用に関する方針

##### ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、中心市街地の活性化、大規模遊休地等の適正な土地利用誘導などに配慮する。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保するとともに、農村地域では、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の形成を図るため、良好な農村環境の整備、保全及び活用を図るとともに、集落の活力低下を防ぐために、必要に応じて土地利用規制制度の弾力的な運用を図る。

##### イ 主要用途の配置、整備の方針

#### (7) 住宅地

住宅地については、商業地に隣接する地区、地場産業や軽工業の工場が立地する職住近接の地区などにおいて、住宅以外の用途が混在する住宅地と中低層の集合住宅が立地する専用度の高い住宅地を区分して設定し、適切な土地利用を図る。

また、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住宅地の配置を図る。

さらに、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

土地区画整理事業等の推進により道路、公園等の施設整備を推進し、良好な環境を備えた住宅地の形成を図る。特に臨海部の工業地に隣接する地区においては、緑地等による緩衝帯を設けるなど良好な住環境の保全を図る。

また、安全で安心して生活できる地域づくりを目指すため、空き地、空き家対策の推進やかき柵の構造などを制限する地区計画の活用など、防犯に配慮した住環境整備を促進する。

#### (8) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主として配置する。

広域都市拠点である姫路駅周辺や都市拠点である山陽電鉄飾磨駅周辺、野里駅周辺、山陽電鉄網干駅周辺、本竜野駅周辺から龍野インターチェンジ周辺及び福崎インターチェンジ周辺においては、土地の高度利用と併せ、商業・業務施設の集積を促進し、都市機能の向上を図る。

特に、姫路駅周辺では、現在進められている J R 山陽本線等連続立体交差事業等の効果を生かして、核としての機能向上を図る。

また、都市拠点の周辺部及び生活拠点においては、日常生活に必要な施設を適正に配置し、生活利便機能等の充実を図る。

さらに、都市機能に影響を及ぼす大規模集客施設の立地誘導については、隣接する東播磨地域等を含めた広域的な観点から行う。

その際には、広域土地利用プログラム(\*)に基づき、姫路駅周辺、山陽電鉄飾磨駅周辺などへの立地誘導や郊外部の幹線道路沿線への立地抑制を図る。

また、立地誘導・抑制に当たっては、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮しつつ、用途地域のほか、特別用途地区、地区計画、県条例、市町条例、市町の商業立地ガイドライン等の活用を図る。

(\*) 広域土地利用プログラム

次の2つのプログラムの略称

- ・「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（阪神間都市計画区域並びに東播及び中播都市計画区域の臨海部に関する広域土地利用プログラム）
- ・「広域商業ゾーン」「地域商業ゾーン」の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について（東播及び中播都市計画区域の内陸部に関する広域土地利用プログラム）

(f) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部、主要な鉄道沿線及び高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

臨海部においては、海運交通の利便を生かし、工業の高度化及び多様化に対応し得る優れた生産・流通環境を備えた基幹的な工業地とし、既存工場の移転や新たな企業立地のための新規工業地と位置付けるとともに、産業構造の変化に対応するための先端的技術産業や環境・リサイクル産業などの新産業の集積を図る。その際には、周辺道路の交通量の変化その他都市機能に及ぼす影響に十分配慮する。

工場の撤退などによって生じた工場跡地については、既成の工業地との関係を維持しながら、跡地を活用した街区等の再配置による工場地の利便性向上や土地利用の転換について検討を進める。

内陸部においては、農業等周辺環境との調和に留意しつつ、山陽自動車道の龍野西インターチェンジ周辺、中国自動車道の福崎インターチェンジ周辺等の産業団地に企業誘致を推進し、既存の産業団地の機能強化や播磨龍野企業団地2期工事など新たな産業団地の整備を図る。

(g) 流通業務地

合理的・効率的な物流機能を確保するため、倉庫、トラックターミナル並びに鉄道貨物駅等の施設を市川東部の姫路市別所地区に配置する。

また、既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上のため、山陽自動車道の龍野西インターチェンジ周辺及び国道2号バイパス周辺等に流通業務地の配置を図る。

ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

幹線道路沿道における土地利用については、背後地の住環境の保全に留意するとともに、交通渋滞の原因となる一定規模以上の大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模開発については、地区計画等を活用しながら弾力的な土地利用を図る。

また、市街化区域内農地等については、良好な都市環境の形成の観点から保全を視野に入れ、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、都市的土地利用へ転換すべき農地等の宅地化を促進するほか、都市緑地として活用すべき農地については保全を図る。その際、当該地域の土地利用の方針、公園・緑地、その他の公共空地の整備の現状及び将来の見通し等地域の実状を勘案しながら、生産緑地制度等の農地の保全活用を図る制度を検討する。

さらに、現在都市的土地利用がなされておらず、計画的な市街地整備の具体的な予定がなく、当分の間営農が継続することが確実と認められる市街化区域内農地については、必要に応じて市街化調整区域に変更するなど、農業生産活動等と地域住民の生活環境が調和するよう農林漁業との健全な調和を図る。

エ 市街化調整区域の土地利用の方針

(7) 地域を特徴付ける自然環境の保全

本都市計画区域は、中国山地の山々、森林、河川等の水辺、播磨灘の海岸線や島々などの豊かな自然環境に恵まれた地域であり、とりわけ、市川、揖保川などの河川を軸にして、変化に富んだ田園景

観や歴史文化などを有する地域が形成されている。

このような特徴を生かし、自然環境の保全を図るとともに、流域ごとの農山漁村の生活文化、地場産業の歴史等を地域の個性として活用しながら、ふるさとらしい景観の保全・創造や緑豊かな地域づくりと調和した土地利用の誘導を図る。

(4) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、土石流、がけ崩れなどの災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や必要な災害防止のための施策を講じる。

(5) 秩序ある土地利用の実現

市街化調整区域では、既存集落の人口減少や少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地域の活性化につながる施設等の立地が求められている。

このため、既存施設の利活用を図るほか、広域的な機能を持つ拠点病院や学校等の公共公益施設については、各々の広域的配置計画に基づき、地区計画に位置付け、市街化区域の計画的な整備に影響を与えるおそれのない地区において、自然環境、農業生産条件等を考慮して配置する。

また、地域の実情にあわせて、地域の活力回復につながる新規居住者等の住宅や産業施設等の立地については、地区のまちづくり方針や計画に基づき、地区計画や特別指定区域制度等の開発許可制度の運用により適切な土地利用を図る。

(6) 優良な農地との健全な調和

農業を振興する地域と都市的な整備を図る地域との調和に配慮した土地利用を図る。

特に、優良な農地については、食料生産の場として有効に活用するとともに、地域の特性を生かした農産物を生産し、地域ブランド化の確立を図るため、今後進展が見込まれる農産物加工、共同販売、観光農業、体験農業などの調和を図る必要がある。

(7) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する地区は、市町の土地利用計画に位置付けられ、既に市街地を形成している地区又は計画的な市街地整備が確実に実行される地区とする。

また、土地需要の高まりが著しく、今後、計画的な整備、開発が見込まれる必要最小限の地区について、都市政策上の観点も踏まえて当該地区の都市計画区域における位置付けや農林漁業との調和を考慮し、市街化区域への編入の必要性の検討を適宜行い、編入すべき地区については、市町の土地利用計画等に位置付け、農林漁業等との調整を図った上で編入することとする。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに播磨灘、市川、揖保川、夢前川、内陸部の丘陵地など残された自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、ヒートアイランド現象の抑制、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

北部の山地や丘陵地の豊かな森林、市川、揖保川、夢前川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地や城跡、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組むほか、これまでの都市づくりの過程で失われてきた美しい海や砂浜等についても、水質の改善や保全・再生に努める。

(4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

海岸や河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(5) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊

の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(2) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する城跡、社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、国土軸上に位置し、臨海部においては、山陽自動車道、国道2号、国道250号等による、内陸部においては、中国自動車道等による東西方向の大きな交通流動があるとともに、姫路市を中心とした圏域構造を有していることから、播但連絡道路、国道312号、国道29号、国道179号、国道372号等による但馬、因幡、丹波方面と結節する放射状の交通流動がある。

今後は、本都市計画区域が持つ魅力や経済活力等のポテンシャルを十分に発揮するため、より一層の高速道路網の拡充を図るとともに、隣接都市間の連携を強化するための主要幹線道路や各都市内の骨格的道路の整備を進め、生活利便性や産業基盤の向上と地域のバランスある発展を図り、姫路市を核として岡山県、鳥取県と京阪神など、地域内外の交通ネットワークを充実する。

これらの取組により、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会に対応した交通体系を構築するため、公共交通網の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめすべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、まちづくりの方向性の見直しや最新の将来交通需要等を踏まえ都市計画道路等の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画の変更を行い、地域課題を考慮しながら効率的な施設整備を行う。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から区画道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、広域的な交通、地域間の交通需要に対応するため、播磨臨海地域道路の具体化に向けた取組を推進するとともに、国道2号、国道29号、国道179号、国道250号、国道312号、国道372号等の主要幹線道路の整備を推進する。合わせて、JR山陽本線等の高架化が完了した姫路駅付近において、引き続き道路整備を推進する。

整備に際しては、無電柱化や沿道緑化による景観の向上や低騒音舗装等による沿道環境への負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路等

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を瀬戸内臨海軸(山陽自動車道等)、東西内陸軸(中国自動車道等)、播磨但馬軸(播但連絡道路)、播磨因幡軸(中国横断自動車道姫路鳥取線)の4軸が通過しており、既存の高速道路網の有効活用を推進するとともに、地域内・東播磨地域・神戸地域等との連携と交流を強化する播磨臨海地域道路の具体化に向けた取組を推進する。

(\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

地域内の都市拠点の相互連携を支え、また隣接地域との連絡を担う広域的な幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、国道2号や国道179号等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において、鉄道、バス、タクシーなど交通機関相互の乗換えの利便性を向上するため、JR姫路駅、JR姫新線本竜野駅等の駅前広場の整備を推進する。

e 鉄道との立体交差

踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断の解消を図るため、高齢者、障害のある人だけでなく、誰もが利用しやすい駅舎の整備などと合わせて、主要地方道太子御津線とJR山陽本線との立体交差化等を推進する。また、鉄道高架が完了した姫路駅付近においては、引き続き関連の道路整備等により円滑な交通処理を図る。

(4) 鉄道

JR播但線の利便性向上と利用促進を図るため、軌道改良等の輸送改善事業を推進する。

さらに、JR姫新線播磨新宮駅、山陽電鉄白浜の宮駅等の駅舎等のバリアフリー化を推進する。

(5) 駐車場

交通手段の結節機能の強化や公共交通の利用促進を目指し、市街地外縁部や郊外の鉄道駅周辺等において、駐車場の計画的な配置を図る。鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車等の対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車施策を進める。

(6) 港湾（海上交通）

姫路港については、臨海工業地帯の物流拠点として、また、海上交通拠点などとしての港湾機能の整備拡充を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化等による建築物の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて海や河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

市街地においては、史跡、文化財等と一体となった緑地、城跡、社寺林、都市内に残る里山等を活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(8) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、引き続き下水道未整備区域の整備を進めるとともに、汚濁負荷の削減を図る合流式下水道の改善を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(9) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

パークアンドライドなど自動車利用抑制により、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比べて現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき地区及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある地区において、市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地であるJR姫路駅周辺において、都市機能の集積や住宅整備等により都市の活性化と利便性の向上を図る。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入や基盤整備など良好な環境を形成するための土地利用を適正に誘導する。

既成市街地周辺については、幹線道路の整備と併せた土地区画整理事業等の面的整備事業を推進することにより市街地の整備を図る。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき「防災街区整備方針」を定める。さらに、良好な住宅市街地の整備を図るため、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づき「住宅市街地の開発整備の方針」を定める。

この3方針の内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

#### (6) 都市防災に関する方針

##### ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、東南海・南海地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

##### イ 都市防災の方針

###### (7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点である手柄山中央公園を核として、地域の防災拠点等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保するとともに、これらのネットワーク化や、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

###### (8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地においては、建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

特に公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

###### (9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

###### (10) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、市川、揖保川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に

努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

西播磨など都市を包み込む山々や緑、都市にうるおいをもたらす市川、揖保川、夢前川、播磨灘の海岸線などの多彩な自然資源や、姫路城、龍野地区や室津地区などの魅力的なまちなみといった豊かな歴史、文化資源を保全・活用するとともに、駅前などのまちの顔づくりなどを進め、住民が親しみと誇りと愛着を持てる、個性ある景観を形成する。

特に、姫路駅・市役所周辺地域においては、世界遺産である姫路城の魅力を生かした播磨地域の顔と云うべき優れた景観の形成を図る。

また、それぞれの市町に存在する水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復や新たな市街地の景観の創造に向けて、引き続き地区計画や景観形成地区等を活用する。

姫路城や円教寺、新宮宮内遺跡、斑鳩寺など歴史的文化遺産と一体となった緑地や社寺林など緑の風景を保全する。

たつの市の龍野地区、室津地区の景観形成地区や西播磨海岸での風景形成地域においては、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘導に努める。

市川、揖保川、夢前川の豊かな河川流域や姫路市木場の小赤壁、新舞子の遠浅の干潟、菊崎の屏風岩など、自然、歴史、文化特性を生かした良好な風景形成を図る。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 土地利用に関する都市計画等の整備目標

太子町糸井地区において、計画的な市街地整備の見通しがある区域として、主に住宅市街地として整備を図る。また、たつの市長尾地区については、播磨龍野企業団地（2期）として工業地の整備を図る。

たつの市御津地域については、住宅需要を勘案し、既成市街地周辺での良好な住宅市街地の確保に向けた検討を進める。

(2) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路等
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・駅前広場
- ・鉄道との立体交差

イ 鉄道

ウ 港湾（海上交通）

(3) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園及び緑地

イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

(4) 市街地開発に関する整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

(5) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

## ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

## 別記2

「中播都市計画区域区分」の変更素案の概要

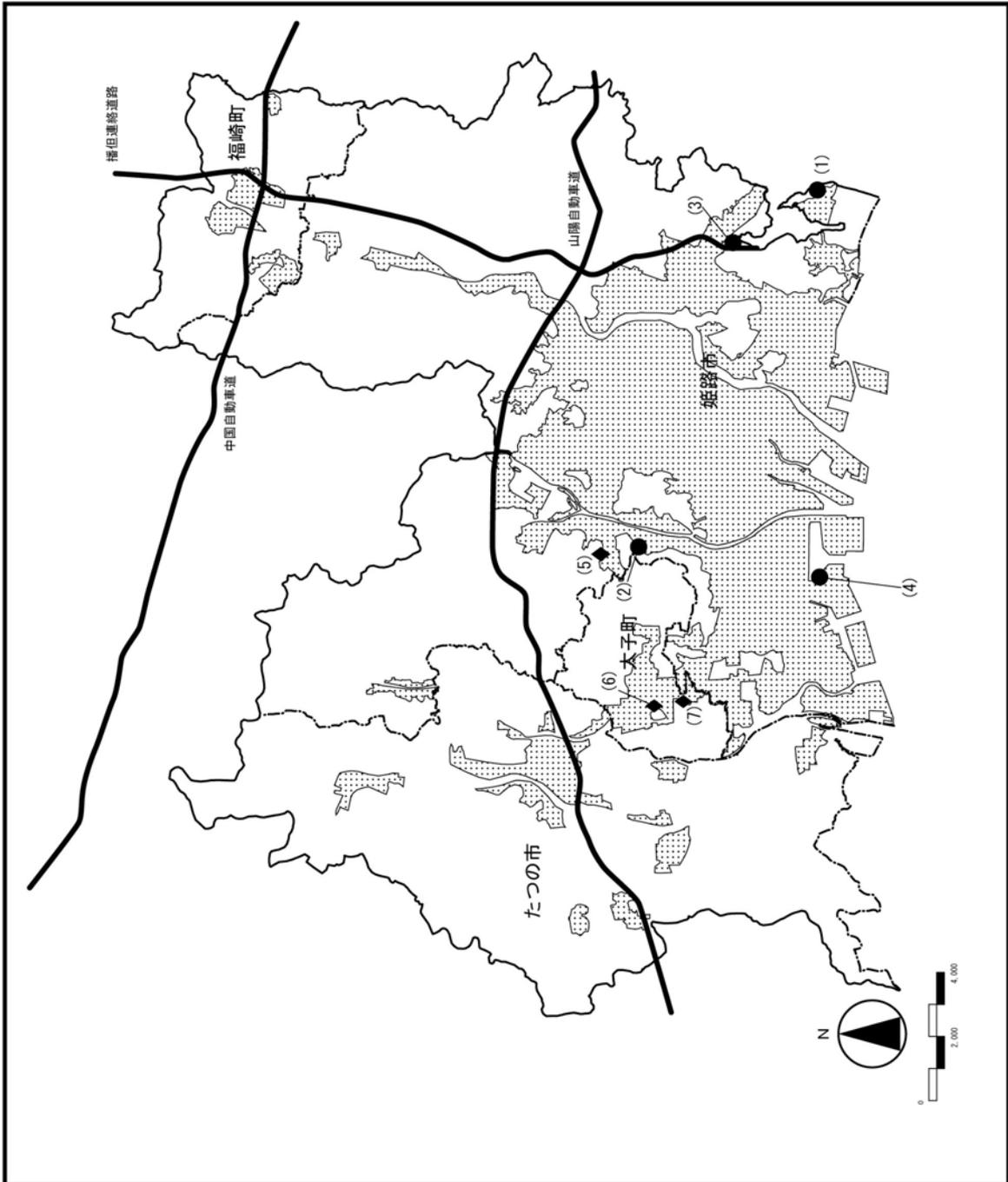
変更する地区の名称、変更概要等は、別表及び別図のとおりである。

## 別表

| 市町名 | 番号  | 地区の名称  | 区域区分の変更概要   |
|-----|-----|--------|-------------|
| 姫路市 | (1) | 大塩町    | 市街化区域に編入    |
|     | (2) | 広畑区西蒲田 | 同 上         |
|     | (3) | 別所町佐土  | 同 上         |
|     | (4) | 広畑区富士町 | 同 上         |
|     | (5) | 青山西一丁目 | 市街化区域の境界を調整 |
| 太子町 | (6) | 立岡     | 同 上         |
|     | (7) | 竹広前田   | 同 上         |

中播都市計画区域  
市街化区域・市街化調整  
区域の変更案概要図

| 凡 例     |                      |
|---------|----------------------|
| —       | 都市計画区域界              |
| — · —   | 市 町 界                |
| ■ (点状)  | 現在の市街化区域             |
| ● (黒丸)  | 今回、市街化区域に編入を予定している区域 |
| ◆ (黒菱形) | 今回、市街化区域の境界を調整する区域   |



別 図

## 別記3

## 「中播都市計画都市再開発の方針」の変更素案の概要

## 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づき、中播都市計画区域内の市街化区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発に係る方針等を示すものである。

## 2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、広い平野部をもつ市川及び揖保川流域の2市2町で構成され、姫路市を経済、生活圏の中心として、播磨臨海工業地帯の中核的役割を担って発展してきた。

今後、人口減少・少子高齢化が進む中、地球環境問題をはじめ、景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な密度と広がりをもたせ、将来にわたり持続可能な魅力ある都市をつくることを基本として、地域の課題に応じた市街地の再生・整備を図る。

J R姫路駅等の中心商業業務地においては、大規模集客施設の郊外立地等により相対的に低下してきたまちの魅力向上に向け、既存の都市機能の集積を生かしながら、商業機能をはじめとする都市機能の増進と経済活力の向上を促進することにより、居住人口や来街者の増加を図り、にぎわいの創出と活力の増大を図る。

また、J R山陽本線等連続立体交差事業の関連道路事業及び土地区画整理事業により姫路駅の南北交通の円滑化を図るとともに、市街地の一体化を促進する。

その他主要な鉄道駅周辺地区においては、バリアフリー化、駅前広場及び道路整備による歩行者空間のネットワーク化や交通結節点整備など交通体系の再整備とともに、住宅や福祉等の生活施設、商業施設等の機能の導入や高度利用によって都市の魅力を高め、中心市街地への回遊を促すなど活性化を図る。

大規模遊休地においては、産業の再編や新産業の創出・集積、あるいは、集客施設や都市型住居など都市の活性化につながる用途の導入や、再開発誘導型の地区計画等の活用を図るとともに、これらの土地利用を成立させるための基盤整備、良好な環境形成が行われるよう大規模遊休地の土地利用を適正に誘導する。

密集市街地については、特に地域住民の参画と協働の下で、安全で安心なまちづくりを進めるため、公共施設の整備、建物の不燃化・耐震化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市防災の強化を行い、都市の居住環境の向上を図る。また、大規模集客施設の立地に対しては、広域土地利用プログラムにおける土地利用ゾーニングに基づき適正な立地誘導・抑制を図る。

以上のことに加え、成熟社会において生活の質をより一層向上させるため、自動車交通に頼らなくてもよい身近な場所に生活関連機能を集積し、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインをすみずみまでに配慮した都市施設を配置するとともに緑あふれる都市環境・景観を形成する都市づくりを進める。

また、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、既成市街地の再生や整備については、広報活動等による地域住民のまちづくりに関する意識の向上に努めるとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど広く住民の参画と協働の下、地区計画等の活用も図りつつ良好な市街地環境の創出やその維持、保全に引き続き努め、まちづくりを推進する。

## 3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善等の整備課題を抱えている既成市街地等を、それらの課題や整備目標を同じくする一団のまとまりのある市街地ごとに捉え、計画的な再開発が必要な市街地として、それぞれの地域特性に応じた整備を進める。

このうち、特に整備課題の集中が見られる地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の再整備を図る。

なお、計画的な再開発が必要な市街地は、別表のとおりである。

## 4 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区の整備

計画的な再開発が必要な市街地の中でも、重点的に市街地の整備を推進すべき地区等のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、市街地開発事業の実施等により既に何らかの整備に着手している地区は、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。整備に未着手の地区は、住民の参画と協働の下で速やかに具体の整備手法の検討、合意形成を図るなど、今後おおむね5年以内に整備に着手するよう努める。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区は、別表のとおりである。

## 別表

| 市町名     | 計画的な再開発が必要な市街地 |         | 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 |         |
|---------|----------------|---------|----------------------------|---------|
|         | 地区名            | 面積 (ha) | 地区名                        | 面積 (ha) |
| 姫路市     | 姫路駅北           | 約310    | 姫路駅周辺                      | 約69     |
|         |                |         | 大手前通り・国道2号                 | 約14.9   |
|         |                |         | 姫路城南                       | 約5.6    |
|         | 駅北・西側          | 約212    | 城西東側                       | 約60.8   |
|         | 駅北・東側          | 約181    |                            |         |
|         | 姫路駅南           | 約193    | 姫路駅南                       | 約7.1    |
|         |                |         | 駅南大路                       | 約19     |
|         |                |         | 姫路駅南西                      | 約7.4    |
|         | 駅南・西側          | 約132    |                            |         |
|         | 駅南・東側          | 約209    | 阿保                         | 約90.6   |
|         | 野里             | 約391    |                            |         |
|         | 広畑臨海部          | 約640    |                            |         |
|         | 山電網干周辺         | 約535    | 山電網干駅前                     | 約3      |
|         | 広畑周辺           | 約443    |                            |         |
|         | 飾磨周辺           | 約597    | 飾磨細江                       | 約25.7   |
|         | 飾磨臨海部          | 約480    |                            |         |
|         | 妻鹿・白浜周辺        | 約399    |                            |         |
|         | 大塩周辺           | 約81     |                            |         |
|         | J R 網干周辺       | 約62     | J R 網干駅前                   | 約8.1    |
|         | 御着周辺           | 約162    |                            |         |
| 大津・勝原周辺 | 約427           | 大津・勝原   | 約48.3                      |         |

## 別記4

## 「中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針」素案の概要

## 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、中播都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る方針等を示すものである。

## 2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域の臨海部は、神戸・阪神都市圏に近接しているため、企業の進出等により人口が急激に増大した区域である。

公共施設の整備が不十分で、老朽木造住宅等が密集している区域を有する既成市街地では、面的な整備を推進して居住環境の再生と改善を図り、スプロールの見られる地域においては公共施設の整備を中心として秩序ある市街地の形成を図るとともに、立地条件を生かした良質な住宅市街地の形成を目指す。

新市街地を中心として内陸部では、地域の需要を慎重に見極めつつ公共施設の整備とあわせた計画的な開発等を推進し、ゆとりある住宅市街地の形成を目指す。

### 3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

姫路駅周辺においては、駅前の商業・業務機能との調和を図りつつ、都心にふさわしい居住環境の創造を目指し、土地の有効利用の促進や公共施設の整備とあわせた再開発を促進し、周辺環境を考慮した適正密度で職住の近接した良好な住宅市街地の形成を目指す。

神戸・阪神都市圏の外延化に伴い市街化が進行してきた播磨臨海部においては、引き続き土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、道路、下水道、公園等の公共施設の整備を図るとともに、地区計画等の活用など、住民の参画と協働によるまちづくりを推進し、中・低密度な計画的で良好な住宅市街地の形成を目指す。

播磨内陸部では、地域の需要を慎重に見極めつつ、公共施設の整備を推進するとともに地区計画等の活用などにより、自然環境の保全に配慮しつつ豊かな居住環境を備えた主として低密度な良好な計画的な住宅市街地の形成を目指す。

なお、住宅市街地の開発又は整備における住宅建設に際しては、地域の実情に応じた居住者用の駐車場の確保に留意する。

### 4 重点地区

「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域とする。

なお、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区は、別表のとおりである。

別表

| 市町名 | 重点地区     | 面積 (ha) |
|-----|----------|---------|
| 姫路市 | 飾磨拠点地区   | 約25.7   |
|     | 広域駅西第一地区 | 約7      |
|     | 大津・勝原地区  | 約27     |
|     | 垣内津市場地区  | 約28.1   |
|     | 阿保地区     | 約90.6   |
|     | 英賀保駅周辺地区 | 約69.5   |

### 別記5

#### 「中播都市計画防災街区整備方針」の変更素案の概要

#### 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項の規定に基づき、中播都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

#### 2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、臨海部において高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が拡大し、骨格的な都市施設の整備が立ち遅れる地域が見られ、内陸部では、都市基盤が未整備なままの旧市街地等で、建物の老朽化が進んでいる地区も見られるなど、都市機能の一層の充実と都市環境のさらなる改善が望まれている。

既成市街地の中には密集市街地（古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。）など、防災上の課題を持つ地域がいまだ存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震化の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

特に本区域では昭和初期までに形成された旧市街地、旧集落にこのような防災上の課題を持つ地区が多く存在し、旧城下町のなごりのあるまちなみを有した地域での歴史的景観の保全とあわせて防災性の向上がまちづくりの課題となっている。

このような密集した町家等のまちなみ自体が地域の魅力のひとつとなっている密集市街地については、避

難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等に努め、安全な市街地環境への改善を進める。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、防災上の課題のある地区については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、①建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、②避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、③消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沉着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼の下、参画と協働で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

### 3 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、市町における整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、防災再開発促進地区に位置付ける。

防災再開発促進地区については、最低限の安全性の確保に向けた防災街区整備地区計画の策定の促進を図り、防災街区整備事業や住宅市街地総合整備事業を重点的に実施するとともに、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。

整備に未着手の地区は、地区住民の参画と協働の下で、速やかに、地区計画等の規制誘導手法も含めた具休の整備手法の検討等を行う。なお、防災再開発促進地区は、別表のとおりである。

また、防災再開発促進地区とした地区以外であっても、災害危険度の高い市街地については、今後地域住民の合意形成等を図り、その合意に基づいた参画と協働で防災性の向上に努めることとする。

なお、防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。

別表

| 市町名 | 防災再開発促進地区 | 面積 (ha) |
|-----|-----------|---------|
| 姫路市 | 姫路城南      | 約3      |
| 福崎町 | 福崎駅前      | 約20     |



### 兵庫県告示第1057号の7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 素案を作成した都市計画

- (1) 種類及び名称  
西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 素案の概要  
別記のとおり
- (3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同年11月9日（月）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、上郡町建設課及び佐用町建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年11月9日（月）午前10時から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県西播磨総合庁舎 1階大会議室 赤穂郡上郡町光都2-25 電話 (0791) 58-2100  
(収容人員 (80人) を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（西播磨高原都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日（火）から同月30日（金）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

西播磨高原都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「西播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、西播磨高原都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び西播磨地域編）を指針とするとともに、各構成市町が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

西播磨高原都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名 | 構成市町名 | 都市計画区域 | 人口(千人) [H17] |
|---------|-------|--------|--------------|
|         |       |        |              |

|                 |      |         |     |
|-----------------|------|---------|-----|
| 西播磨高原<br>都市計画区域 | たつの市 | 行政区域の一部 | 1.5 |
|                 | 上郡町  | 行政区域の一部 | 0.2 |
|                 | 佐用町  | 行政区域の一部 | 0.1 |

平成17年国勢調査人口

## (3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

## (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

## ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

## イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

## ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

## エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

## (3) 都市づくりの方向性

## ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する西播磨地域は、水と緑の豊かな地域である。こうした自然との調和を保ち、さらに西播磨テクノポリスの拠点都市である播磨科学公園都市に代表される先端科学技術を生かして、地域の魅力を高める都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

## (7) 豊かな自然環境に抱かれた、科学技術の発展を支える播磨科学公園都市づくり

豊かな自然環境のなか、21世紀の科学技術の発展を支える学術研究機関とナノテク分野をはじめとするものづくり産業が集積し、快適な居住環境や余暇機能などを総合的に備えた、人と自然と科学が調和する高次元機能都市づくりを目指す。

(f) 広域的な交流を支える交通ネットワークづくり

地域の活力向上や産業の活性化を図るため、中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道等）を中心とした道路網の整備など、交通網の充実整備により、播磨科学公園都市が有する先端科学技術産業や学術・防災などの機能の広域活用を促進する交通ネットワークづくりを目指す。

(g) 安全で安心な都市づくり

山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年 | 平成27年      |
|-----------|-------|------------|
| 都市計画区域内人口 | 1.8千人 | おおむね 2.6千人 |

(i) 産業

本都市計画区域の中心である播磨科学公園都市は、豊かな自然環境のなか、21世紀の科学技術の発展を支える学術研究機関とナノテク分野をはじめとする「ものづくり」産業の集積を目指しており、今後もSpring-8を核として学術研究機関及び第2次産業の集積が予想される。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する光都プラザ周辺を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ研究開発、先端医療、先端科学技術産業等の特定の機能の集積を推進する播磨科学公園都市を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(i) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、中国横断自動車道姫路鳥取線を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や遊歩道などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、播磨科学公園都市における計画的な都市開発により、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めな

いものとする。

#### 4 都市計画に関する方針

##### (1) 土地利用に関する方針

###### ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現のため、多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

播磨科学公園都市においては、地区計画及びアーバンデザインガイドラインなどにより、都市全体を統一した視点に基づき地形、修景緑化、建築デザインなどを機能と景観の両面から一体的に整備することにより、快適な居住空間と優れた研究環境の確保を図る。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

###### イ 主要用途の配置、整備の方針

###### (7) 住宅地

住宅地については、播磨科学公園都市での新たな産業の立地等による人口の受皿として、ゆとりと優しいある居住環境や多様な居住形態などの様々なニーズに対応できるよう、生活拠点を取り巻く形で配置する。

また、防災、地域コミュニティづくり、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮することで、宅地化を誘導し、魅力ある定住環境の形成とその維持を図る。

さらに、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

###### (8) 商業・業務地

商業・業務地は、播磨科学公園都市の中心部の光都プラザ周辺において、日常生活に必要な商業・業務施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

###### (9) 工業地

工業地については、産・官・学連携の場や仕組みづくりを支援し、地域産業への波及を促進するため、研究開発型企業や先端科学技術関連企業の誘致を図るとともに、教育・研究機関の集積立地を促進させる。

###### ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、緑豊かな森林が広がっており、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

##### (2) 自然的環境に関する方針

###### ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、都市を取り巻く豊かな森林など残された自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

###### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

###### (7) 環境保全の観点における方針

山間部の森林や中小河川などを水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

###### (8) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

###### (9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊

の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(2) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、西播磨地域の南北軸となる中国横断自動車道姫路鳥取線の計画ルートに位置し、平成15年の播磨自動車道（播磨ジャンクション～播磨新宮インターチェンジ間）の開通により、山陽自動車道に連絡している。

今後は、本都市計画区域が持つ魅力やポテンシャルを十分に発揮するため、高速道路網の整備を図るとともに、これに接続し区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から区画道路までの道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、広域的な交通に対応するため、本都市計画区域と中国自動車道を連絡する中国横断自動車道姫路鳥取線の整備を促進する。

また、市街地整備にあわせて、区域内の道路の整備を推進する。

整備に際しては、無電柱化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路等

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を、山陰及び中国地方と関西圏の連携を強化する播磨因幡軸（中国横断自動車道姫路鳥取線）が通過しており、その整備を促進する。

(\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(i) バスターミナル

区域内外の相互連携や広域的な交流・連携を支えるバス交通の利便性向上を図るため、バスターミナルの整備を推進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動、大規模災害時の避難場所等に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(i) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、各市町の「生活排水処理計画」に基づく下水道

整備を進める。

また、河川改修に当たっては、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、新都市整備を推進するとともに、秩序ある魅力的な市街地環境の形成とその維持・保全を図る。

イ 市街地整備の方針

地区計画及びアーバンデザインガイドラインなどを遵守した企業誘致や住宅建設の促進等により魅力的な市街地環境の形成とその維持・保全を図る。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点である西播磨広域防災拠点の機能確保を図る。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進

める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

#### イ 景観形成の方針

播磨科学公園都市においては、地区計画及びアーバンデザインガイドラインなどを活用し、都市全体を統一した視点に基づき地形、修景緑化、建築デザインなどを機能と景観の両面から一体的に整備することにより、豊かな自然景観と調和する個性的で先進的なまちの景観を創出する。

#### 5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

##### (1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

##### ア 道路

- ・自動車専用道路

##### (2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

##### ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園及び緑地

##### イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

##### ウ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設



#### 兵庫県告示第1057号の8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 素案を作成した都市計画

##### (1) 種類及び名称

西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

西播都市計画防災街区整備方針

##### (2) 素案の概要

西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 別記1のとおり

西播都市計画防災街区整備方針 別記2のとおり

##### (3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同年11月9日（月）まで

##### (4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、相生市建設経済環境部建設課、赤穂市地域整備部都市整備課及び上郡町建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)）においても掲示する。

#### 2 説明会及び公聴会の日時及び場所

##### (1) 日時

平成21年11月9日（月）午後1時から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

##### (2) 場所

兵庫県西播磨総合庁舎 1階大会議室 赤穂郡上郡町光都2-25 電話（0791）58-2100

（収容人員（80人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

#### 3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（西播都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関

等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日（火）から同月30日（金）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線4649・4656

別記1

「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

西播都市計画区域マスタープランは、一体の都市を形成する2市1町について、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「西播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、西播都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び西播磨地域編）を指針とするとともに、各構成市町が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

西播都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 西播都市計画区域 | 相生市   | 行政区域の全域 | 32.5         |
|          | 赤穂市   | 行政区域の全域 | 51.8         |
|          | 上郡町   | 行政区域の一部 | 14.6         |

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

#### イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

#### ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

#### エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

### (3) 都市づくりの方向性

#### ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域は、豊かな自然を象徴する千種川流域の変化に富んだ田園景観、瀬戸内の風光明媚な海岸線、城下町等の歴史・文化などを生かして地域の個性が形成されてきた。こうした水と緑の豊かな自然との調和を保ち流域の伝統文化を守り伝えつつ、地域の魅力を高める都市づくりを目指す。

##### (1) 豊かな自然環境を生かしたうおいのある都市づくり

北部に広がる森林や変化に富んだ山地において、豊かな森づくりを進めるとともに、千種川水系の良好な自然環境を生かしたうおいのある都市づくりを目指す。

また、自然の恵み豊かな瀬戸内海国立公園でもある海岸線などの地域の特色あるかけがえのない自然的資源を保全する。

こうした自然的資源を生かし、ふるさとらしい景観の保全・創造や緑豊かな都市づくりを目指す。

##### (2) 歴史・文化を生かした観光交流都市づくり

赤穂城跡、大石神社等の名所旧跡、義士祭やペーロン祭等の伝統行事、風光明媚な瀬戸内海の海岸線を生かし、観光施設の有機的連携や海洋レクリエーション施設等の新たな魅力の創出などにより、回遊性の高い観光交流の推進に資する都市づくりを目指す。

##### (3) 地域の発展を牽引する活力ある産業都市づくり

播磨臨海工業地帯や内陸部の工業団地には、多様な業種の企業が立地しているほか、伝統的な地場産業である繊維産業や造船業、製塩業などに関連する化学工業が立地している。これらの産業集積の特性を生かし、相互の連携を促進し、隣接する播磨科学公園都市との連携、更なる企業誘致、物流の効率化、地場産業の産地復興などを図り、地域全体での産業活力の再生を目指す。

##### (4) 広域的な交流を支える交通ネットワークづくり

地域の活力向上や産業の活性化を図るため、山陽自動車道、国道2号、国道250号及び国道373号を中心とした道路網の整備など、交通網の充実整備により、豊かな自然環境や地域資源を活用した地域内外の交流や都市と農村との交流を支える交通ネットワークづくりを目指す。

##### (5) 安全で安心な都市づくり

東南海・南海地震や山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、近い将来に見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

相生市においては、相生市役所・JR相生駅周辺を都市拠点と位置付け鉄道・道路の交通結節機能を生かし、播磨科学公園都市への玄関口となる都市機能の集積を図る。

赤穂市においては、JR播州赤穂駅周辺～赤穂城跡周辺を都市拠点と位置付け歴史文化や地場産業の蓄積を生かした都市の魅力向上と都市機能の充実を図る。

相生市及び赤穂市においては、西播磨テクノポリス地域の副母都市として、播磨科学公園都市や母都市である姫路市等との適切な役割分担と有機的連携の下に都市整備を推進する。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積するJR上郡駅周辺等を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(4) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として山陽自動車道、国道2号、国道373号等を広域連携軸と位置付け、東播磨地域、神戸地域など各地域との連携の強化を図るとともに、岡山県や鳥取県との連携も図っていく。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、地域北部の森林や丘陵地、千種川、瀬戸内海の海岸などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域は、無秩序な郊外開発などによる市街地の拡散を抑制するとともに、中心市街地の再生や都市基盤の整備により都市機能の集積を図りつつ、市街地周辺部の計画的な開発等を適切に誘導する都市づくりを行う必要がある。その一方で多くの恵まれた自然環境を有しており、これらを保全・活用しながら自然環境と調和した快適な都市づくりを進めていくことが必要である。これらのことから、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分 | 平成17年 | 平成27年 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

|           |      |      |      |
|-----------|------|------|------|
| 都市計画区域内人口 | 99千人 | おおむね | 92千人 |
| 市街化区域内人口  | 72千人 | おおむね | 68千人 |

なお、平成27年の市街化区域内人口は、保留フレームに対応する人口を含むものとする。

#### イ 産業の規模

本都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

| 区 分  |         | 平成17年   |       | 平成27年   |       |
|------|---------|---------|-------|---------|-------|
| 生産規模 | 製造品出荷額等 | 3,403億円 |       | 4,460億円 |       |
|      | 商品販売額   | 1,348億円 |       | 1,347億円 |       |
| 就業構造 | 第1次産業   | 1.3千人   | 3.0%  | 1.2千人   | 2.8%  |
|      | 第2次産業   | 15.5千人  | 35.2% | 14.5千人  | 35.2% |
|      | 第3次産業   | 27.1千人  | 61.2% | 25.4千人  | 61.6% |
|      | 分類不能な産業 | 0.3千人   | 0.6%  | 0.2千人   | 0.4%  |

(注) 商品販売額は平成16年のデータ

#### ウ 市街化区域のおおむねの規模

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

| 区 分     | 平成17年        | 平成27年        |
|---------|--------------|--------------|
| 市街化区域面積 | おおむね 2,520ha | おおむね 2,520ha |

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

### 4 都市計画に関する方針

#### (1) 土地利用に関する方針

##### ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

特に、各市町の駅周辺地区などの中心市街地においては、都市基盤整備を推進するとともに商業業務施設の集積を促進し、にぎわいの創出を図る。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保するとともに、農村地域では、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の形成を図るため、良好な農村環境の整備、保全及び活用を図るとともに、集落の活力低下を防ぐために、必要に応じて土地利用規制制度の弾力的な運用を図る。

##### イ 主要用途の配置の方針

###### (7) 住宅地

住宅地については、駅周辺では中低層を中心とした住宅地、郊外では低層低密度の住宅地にするなど利便性や快適性をはじめとした様々なニーズに対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、地区の特性に応じた用途地域の指定を行う。

また、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住宅地の配置を図る。

さらに、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

土地区画整理事業等の推進により道路、公園等の施設整備を推進し、良好な環境を備えた住宅地の

形成を図る。特に臨海部の工業地に隣接する地区においては、緑地等による緩衝帯を設けるなど良好な住環境の保全を図る。

また、安全で安心して生活できる地域づくりを目指すため、空き地、空き家対策の推進やかき柵の構造などを制限する地区計画の活用など、防犯に配慮した住環境整備を促進する。

(4) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主として配置する。

都市拠点である相生市役所・JR相生駅周辺地区、JR播州赤穂駅周辺地区や生活拠点であるJR上郡駅周辺地区等においては、駅周辺整備やシンボルロード整備等により、歴史的遺産を生かした魅力的な都市基盤整備を推進するとともに、観光客の回遊性を高めるため、商業業務施設の集積を促進し、魅力ある商業・業務地の形成を図る。

また、都市拠点の周辺部及び生活拠点においては、日常生活に必要な施設を配置し、生活利便機能の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、地区計画、県条例、市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(5) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部、主要な鉄道沿線及び高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

本都市計画区域の工業生産の中核となる工業地域は臨海部に形成されている。業種が、化学、窯業、セメント、造船、鉄鋼、電力、電気機械器具など多様で、しかも比較的規模の大きな企業で構成されていることが特色である。

このような多様な産業集積を生かしながら、今後の産業構造の変化や激しい技術革新を踏まえて、生産技術の高度化、先端技術産業の集積、経営の多角化など地域の社会経済構造全般の高度化に資する産業基盤整備の促進を図る。

ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

幹線道路沿道における土地利用については、背後地の住環境の保全に留意するとともに、交通渋滞の原因となる一定規模以上の大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模開発については、地区計画等を活用しながら弾力的な土地利用を図る。

また、市街化区域内農地等については、良好な都市環境の形成の観点から保全を視野に入れ、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、都市的土地利用へ転換すべき農地等の宅地化を促進するほか、都市緑地として活用すべき農地については保全を図る。その際、当該地域の土地利用の方針、公園・緑地、その他の公共空地の整備の現状及び将来の見通し等地域の実状を勘案しながら、生産緑地制度等の農地の保全活用を図る制度を検討する。

さらに、現在都市的土地利用がなされておらず、計画的な市街地整備の具体的な予定がなく、当分の間営農が継続することが確実と認められる市街化区域内農地については、必要に応じて市街化調整区域に変更するなど、農業生産活動等と地域住民の生活環境が調和するよう農林漁業との健全な調和を図る。

エ 市街化調整区域の土地利用の方針

(7) 地域を特徴付ける自然環境の保全

本都市計画区域は、中国山地の山々、森林、河川等の水辺、播磨灘の海岸線などの豊かな自然環境に恵まれた地域であり、とりわけ、千種川などの河川を軸にして、変化に富んだ田園景観や歴史文化などを有する地域が形成されている。

このような特徴を生かし、自然環境の保全を図るとともに、流域における農山漁村の生活文化、地場産業の歴史等を地域の個性として活用しながら、ふるさとらしい景観の保全・創造や緑豊かな地域づくりと調和した土地利用の誘導を図る。

(8) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、土石流、がけ崩れなどの災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や必要な災害防止のための施策を講じる。

(9) 秩序ある土地利用の実現

市街化調整区域では、既存集落の人口減少や少子高齢化などによる集落の活力低下を防ぐため、地域の活性化につながる施設等の立地が求められている。

このため、既存施設の利活用を図るほか、広域的な機能を持つ拠点病院や学校等の公共公益施設については、各々の広域的配置計画に基づき、地区計画に位置付け、市街化区域の計画的な整備に影響を与えるおそれのない地区において、自然環境、農業生産条件等を考慮して配置する。

また、地域の実情にあわせて、地域の活力回復につながる新規居住者等の住宅や産業施設等の立地については、地区のまちづくり方針や計画に基づき、地区計画や特別指定区域制度等の開発許可制度の運用により適切な土地利用を図る。

(a) 優良な農地との健全な調和

農業を振興する地域と都市的な整備を図る地域との調和に配慮した土地利用を図る。

特に、優良な農地については、食料生産の場として有効に活用するとともに、地域の特性を生かした農産物を生産し、地域ブランド化の確立を図るため、今後進展が見込まれる農産物加工、共同販売、観光農業、体験農業などとの調和を図る必要がある。

(i) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する地区は、市町の土地利用計画に位置付けられ、既に市街地を形成している地区又は計画的な市街地整備が確実に進められる地区とする。

また、土地需要の高まりが著しく、今後、計画的な整備、開発が見込まれる必要最小限の地区について、都市政策上の観点も踏まえて当該地区の都市計画区域における位置付けや農林漁業との調和を考慮し、市街化区域への編入の必要性の検討を適宜行い、編入すべき地区については、市町の土地利用計画等に位置付け、農林漁業等との調整を図った上で編入することとする。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、播磨灘、千種川、内陸部の丘陵地など残された自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、ヒートアイランド現象の抑制、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

北部の山地や丘陵地の豊かな森林、千種川をはじめとする河川、瀬戸内海国立公園に指定されている自然海浜などを水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地や城址、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組むほか、これまでの都市づくりの過程で失われてきた美しい海や砂浜等についても、水質の改善や保全・再生に努める。

(4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

海岸や河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、水上スポーツの利用等、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(5) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する城址、社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、国土軸上に位置し、山陽自動車道、国道2号、国道250号等による東西方向の交通流動と国道373号等による南北方向の交通流動がある。

今後は、本都市計画区域が持つ魅力や経済活力等のポテンシャルを十分に発揮するため、より一層の

高速道路網の拡充を図るとともに、隣接都市間の連携を強化するための主要幹線道路や各都市内の骨格的道路の整備を進め、生活利便性や産業基盤の向上と地域のバランスある発展を支える道路網を構築する。

これらの取組により、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会に対応した交通体系を構築するため、公共交通網の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、まちづくりの方向性の見直しや最新の将来交通需要等を踏まえ都市計画道路等の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画の変更を行い、地域課題を考慮しながら効率的な施設整備を行う。

#### イ 主要な施設の配置、整備の方針

##### (7) 道路

広域的な幹線道路から区画道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、広域的な交通に対応するため、中国横断自動車道姫路鳥取線の整備や国道2号、国道250号等の主要幹線道路の整備を推進するとともに、都市間の連携や市街地の交通環境の改善のため、幹線道路の整備を推進する。

整備に際しては、無電柱化や沿道緑化による景観の向上や低騒音舗装等による沿道環境への負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

##### a 自動車専用道路等

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を瀬戸内臨海軸(山陽自動車道)及び播磨因幡軸(中国横断自動車道姫路鳥取線)の2軸が通過しており、山陰及び中国地方と関西圏の連携を強化する中国横断自動車道姫路鳥取線の整備を推進するとともに既存の高速道路網の有効活用を推進する。

##### (\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

##### b 主要幹線道路、幹線道路

地域内の都市拠点の相互連携を支え、また隣接地域との連絡を担う広域的な幹線道路や都市の骨格的な道路の充実を図るため、国道2号や国道250号等の整備を推進する。

##### c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

##### d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において、鉄道、バス、タクシーなど交通機関相互の乗り換えの利便性を向上するため、JR上郡駅やJR有年駅等の駅前広場の整備を推進する。

##### (4) 鉄道

結節機能を有するJR相生駅及び上郡駅(JR・智頭急行)の利便性の向上を図るとともに、JR有年駅の半橋上化等を進める。

##### (9) 駐車場

交通手段の結節機能の強化や公共交通の利用促進を目指し、市街地外縁部や郊外の鉄道駅周辺等において、駐車場の計画的な配置を図る。鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車等の対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車施策を進める。

#### (4) 都市環境に関する方針

##### ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化等による建築物の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて海や河川の良好な水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

## イ 主要な施設の配置、整備の方針

## (7) 公園・緑地

市街地においては、史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林、都市内に残る里山等を利活用する。また、臨海部においては、再生されたなぎさの活用を図るとともに、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動、大規模災害時の避難場所等の防災等に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

## (4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、引き続き下水道未整備区域の整備を進めるとともに、汚濁負荷の削減を図る合流式下水道の改善を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

## (9) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

パークアンドライドなど自動車利用抑制により、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

相生湾等については、海洋スポーツ、レクリエーション活動等を通じて、青少年の健全育成、環境学習や健康づくり、市民の憩いの場としての活用を図る。

## (5) 市街地整備に関する方針

## ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比べて現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき地区及び都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある地区において、市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

## イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入など基盤整備や良好な環境を形成するための土地利用を適正に誘導する。

上郡駅周辺等については、中心市街地として、歩行者空間のネットワーク化や交通結節点整備などを進めるため、駅前広場、駐車駐輪施設や道路を整備することにより、交通体系を再整備するとともに、魅力ある商業施設等の機能の導入と高度利用、住宅と福祉等の生活施設の整備等を図る。

那波丘の台地区（相生市）、尾崎地区（赤穂市）など老朽木造住宅の密集している地区については、住民とのパートナーシップによる市街地整備を進め、共同建替等を含め、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

既成市街地周辺については、幹線道路の整備と併せた土地区画整理事業等の面的整備事業を推進することにより市街地の整備を図る。

なお、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき「防災街区整備方針」を定め、その内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

## (6) 都市防災に関する方針

## ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確

保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、東南海・南海地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

#### イ 都市防災の方針

##### (7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点である赤穂海浜公園を核として、地域の防災拠点等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保するとともに、これらのネットワーク化や、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

##### (4) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地においては、建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

特に公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

##### (9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

##### (2) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、千種川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

#### (7) 景観形成に関する方針

##### ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

##### イ 景観形成の方針

市街地背後の山々や緑、都市にうるおいをもたらす千種川、瀬戸内海国立公園に指定されている相生市、赤穂市の海岸線などの多彩な自然資源や、赤穂城跡や坂越地区などの魅力的なまちなみといった豊かな歴史、文化資源を保全・活用するとともに、駅前などのまちの顔づくりなどを進め、住民が親しみと誇りと愛着をもてる、個性ある景観を形成する。

また、それぞれの市町に存在する水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復や新たな市街地の景観の創造に向けて、引き続き地区計画や景観形成地区等を活用する。

赤穂城跡など歴史的文化遺産と一体となった緑地や社寺林など緑の風景を保全する。

西播磨海岸の風景形成地域においては、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘

導に努める。

市街地背後の山々や緑、千種川、瀬戸内海国立公園に指定されている海岸線、赤穂市坂越地区や相生港などの歴史的な特徴やにぎわいのあるまちなみといった、自然、歴史、文化特性を生かし、良好な風景・景観の形成を目指す。

#### 5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

##### (1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

##### ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・駅前広場

##### イ 鉄道

##### (2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

##### ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園及び緑地

##### イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

##### (3) 市街地整備に関する整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

##### (4) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

##### ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

#### 別記2

#### 「西播都市計画防災街区整備方針」の変更素案の概要

##### 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、西播都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

##### 2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、播磨臨海工業地帯の一翼として造船、電力などの基幹的工業を中心に発展してきたが、近年の構造不況による都市の活力の停滞に伴い、既成市街地内の木造住宅の老朽化が進んでいる地区がある。

また、旧市街地や旧集落には都市基盤が未整備なままで建物の老朽化が進み、防災上の課題を抱えている地区が見られる。

既成市街地の中には密集市街地（古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。）など、防災上の課題を持つ地域がいまだ存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震性の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

特に本区域では昭和初期までに形成された旧市街地、旧集落にこのような防災上の課題を持つ地区が多く存在し、旧城下町のなごりのあるまちなみを有した地域での歴史的景観の保全とあわせて防災性の向上がまちづくりの課題となっている。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、防災上の課題のある地区については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、①建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、②避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、③消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における

対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沈着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼の下、参画と協働で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

3 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、市町における整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、防災再開発促進地区に位置付ける。

防災再開発促進地区については、最低限の安全性の確保に向けた防災街区整備地区計画の策定の促進を図り、防災街区整備事業や住宅市街地総合整備事業を重点的に実施するとともに、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。

整備に未着手の地区は、地区住民の参画と協働の下で、速やかに、地区計画等の規制誘導手法も含めた具体の整備手法の検討等を行う。

なお、防災再開発促進地区は、別表のとおりである。

また、防災再開発促進地区とした地区以外であっても、災害危険度の高い市街地については、今後地域住民の合意形成等を図り、その合意に基づいた参画と協働で防災性の向上に努めることとする。

なお、防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とする。

4 防災公共施設の整備

防災再開発促進地区において、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を防災公共施設として位置付ける。

別表

| 市町名 | 地区名   | 面積 (ha) |
|-----|-------|---------|
| 相生市 | 那波丘の台 | 約5.2    |
| 赤穂市 | 尾崎    | 約26.2   |
|     | 塩屋    | 約15.2   |



兵庫県告示第1057号の9

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

- (1) 種類及び名称  
山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 素案の概要  
別記のとおり
- (3) 素案の閲覧期間

平成21年10月6日（火）から同年11月9日（月）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び宍粟市土木部都市整備課

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年11月9日（月）午後3時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県西播磨総合庁舎 1階大会議室 赤穂郡上郡町光都2-25 電話 (0791) 58-2100

（収容人員（80人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（山崎都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年10月6日（火）から同月30日（金）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

山崎都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「西播磨地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、山崎都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び西播磨地域編）を指針とするとともに、宍粟市が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

山崎都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 山崎都市計画区域 | 宍粟市   | 行政区域の一部 | 18.0         |

平成17年国勢調査人口

## (3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

## (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

## ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

## イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

## ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

## エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

## (3) 都市づくりの方向性

## ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する西播磨地域は、豊かな自然を象徴する揖保川などの流域で変化に富んだ田園景観や城下町等の歴史・文化を有する地域が形成されてきた。こうした水と緑の豊かな自然との調和を保ち流域の伝統文化を守り伝えつつ、さらに播磨科学公園都市と連携して、地域の魅力を高める都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

## (7) 豊かな自然環境の恵みと安らぎを実感できる都市づくり

地域を取り巻く豊かな森林や清らかな揖保川の流れ、やすらぎを感じさせる田園風景など、地域の大切な資源である自然環境とその景観美を守り育てるとともに、持続的な発展を図るための環境にやさしい都市づくりを目指す。

## (8) 快適に暮らせる、活気あふれる都市づくり

既成市街地における土地利用の純化や密集市街地の解消、身近な公園やレクリエーション施設の充

実など、快適でうるおいのある定住環境を形成するほか、産業の発展や観光・交流の促進にも資する交通ネットワークの強化を図るなど、地域のバランスある発展に向けた都市づくりを目指す。

(9) 安全で安心な都市づくり

山崎断層帯地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年  | 平成27年       |
|-----------|--------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | 18.0千人 | おおむね 16.3千人 |

(4) 産業

地場産業である素麺製造業をなど食品加工業や、木材、木工製品等の製造業の活性化を図っていくと共に、地域資源である自然を生かした新たな産業創出等により、生産規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市（生活）拠点

宍粟市役所周辺を都市拠点として、生活利便機能の充実を図るとともに、中国自動車道を生かした産業機能の集積を図る。

また、地域的なニーズに対応した商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる国見の森公園などを特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(4) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、中国自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、国道29号を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や揖保川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮する。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

#### イ 主要用途の配置、整備の方針

##### (7) 住宅地

既存の市街地や集落の住宅地においては、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

木造老朽建築物や細街路からなる密集した市街地では、土地区画整理事業等の面整備や地区計画などにより、木造老朽住宅の建替え促進や生活道路の整備などを進め、住環境の改善を図るとともに、道路、公園等の施設整備を推進し、良好な環境を備えた住宅地の形成を図る。

##### (8) 商業・業務地

商業・業務地は、主として一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点等に配置する。

都市拠点である宍粟市役所周辺の既存の商店街においては、空き店舗等の活用と更新により、商業・業務機能の充実を図り、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例、市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

##### (9) 工業地

工業地については、既存の工場集積が見られる主要地方道宍粟新宮線沿道周辺において、周辺の居住環境や農業環境、自然環境に配慮し、地域特性に応じた適切な土地利用への誘導を図る。

##### (10) 流通業務地

物流の利便性に配慮し、山崎インターチェンジ周辺に流通業務地の配置を図る。

#### ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、緑豊かな森林が広がっており、水と山の恵みが人々の暮らしを支え、人と自然の共生の場ともなってきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

#### (2) 自然的環境に関する方針

##### ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や揖保川、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

##### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

##### (7) 環境保全の観点における方針

山間部の森林や揖保川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

##### (8) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

揖保川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(ⅳ) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(ⅴ) 景観形成の観点における方針

区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、中国自動車道や国道29号による大きな交通流動がある。

また、国道29号を軸に主要地方道宍粟下徳久線、主要地方道宍粟新宮線等により広域及び地域内交通網が形成されている。

これに接続し区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(ⅴ) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、中国横断自動車道姫路鳥取線や主要幹線道路等の整備を進め、区域を越えた広域的な交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、緑豊かな美しい自然の保全、沿道緑化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路等

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を東西内陸軸(中国自動車道)、播磨因幡軸(中国横断自動車道姫路鳥取線)の2軸が通過しており、このうち東西内陸軸(中国自動車道)については既に整備されている。

引き続き、残された播磨因幡軸を構成する中国横断自動車道姫路鳥取線の整備を促進する。

(\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、主要地方道宍粟下徳久線や主要地方道宍粟香寺線等の幹線道路の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山等を利活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(7) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地である宍粟市役所周辺においては、道路整備とあわせて、住宅、商業施設及び公共公益施設を充実させ、良好な市街地形成を図る。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

中井・段地区などにおいて、土地区画整理事業等を活用した快適な居住環境の形成を促進する。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化や、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(4) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(h) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(i) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、揖保川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

急峻な山裾で構成される狭く長い谷や、揖保川の流れといった自然景観との調和に配慮しながら、城下町や宿場町などの地域の歴史、文化資源を保全・活用するとともに、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

また、丘陵地における緑地や都市のランドマークとなる史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林などの緑の風景を保全する。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川